

NTT東日本・西日本における光回線の 卸売サービスの提供状況について

平成 3 0 年 4 月 1 0 日
総務省総合通信基盤局

1 報告の経緯について

	経緯
平成27年 2月	● NTT東日本・西日本(以下「NTT東西」という。)が、光回線の卸売サービス(サービス卸)の提供を開始 ● 総務省は、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(サービス卸ガイドライン)を策定 併せて、サービス卸の提供に係る適正性及び公平性を十分確保するとともに、一定の透明性を確保する観点で検証を行い、また、サービス卸の利用実態等を把握して市場動向の分析を行うため、NTT東西に対して、以下の対応及び報告を要請。 - ー サービス卸の提供条件等の公平性、適正性及び透明性の確保 - ー サービス卸ガイドライン等を踏まえた対応 ⇒ 事業年度経過後速やかに、その事業年度の状況を報告 - ー サービス卸に係る市場動向の把握・検証のための報告 (⇒H28.3の電気通信事業報告規則改正により四半期ごとに報告)
5月	● 改正電気通信事業法の成立・公布(施行は公布後1年以内) - ー 卸電気通信役務の事後届出制が導入。総務大臣は届出内容を整理・公表
平成28年3 月	● 電気通信事業報告規則の改正 - ー 卸電気通信役務の提供に関して、卸契約数、卸先事業者の数及び名称、契約数が3万以上の卸先事業者の名称及び契約数を報告(四半期ごと)
5月	● 改正電気通信事業法の施行(5月21日) - ー NTT東西が提供するサービス卸については、以下のいずれかに該当する者との契約について、その内容に関する遅滞のない届出が求められる： ①NTT東西の特定関係法人(5万回線以上の卸先)、 ②50万回線以上の卸先、 ③移動通信事業者(MNO) 要件に該当した事業者4社： 委員限り - ー 届出の内容は、契約書の写しのほか、卸電気通信役務の内容・料金、卸先事業者に支払う金銭等、卸先事業者又はその利用者の権利又は義務に重要な関係を有する提供条件 等



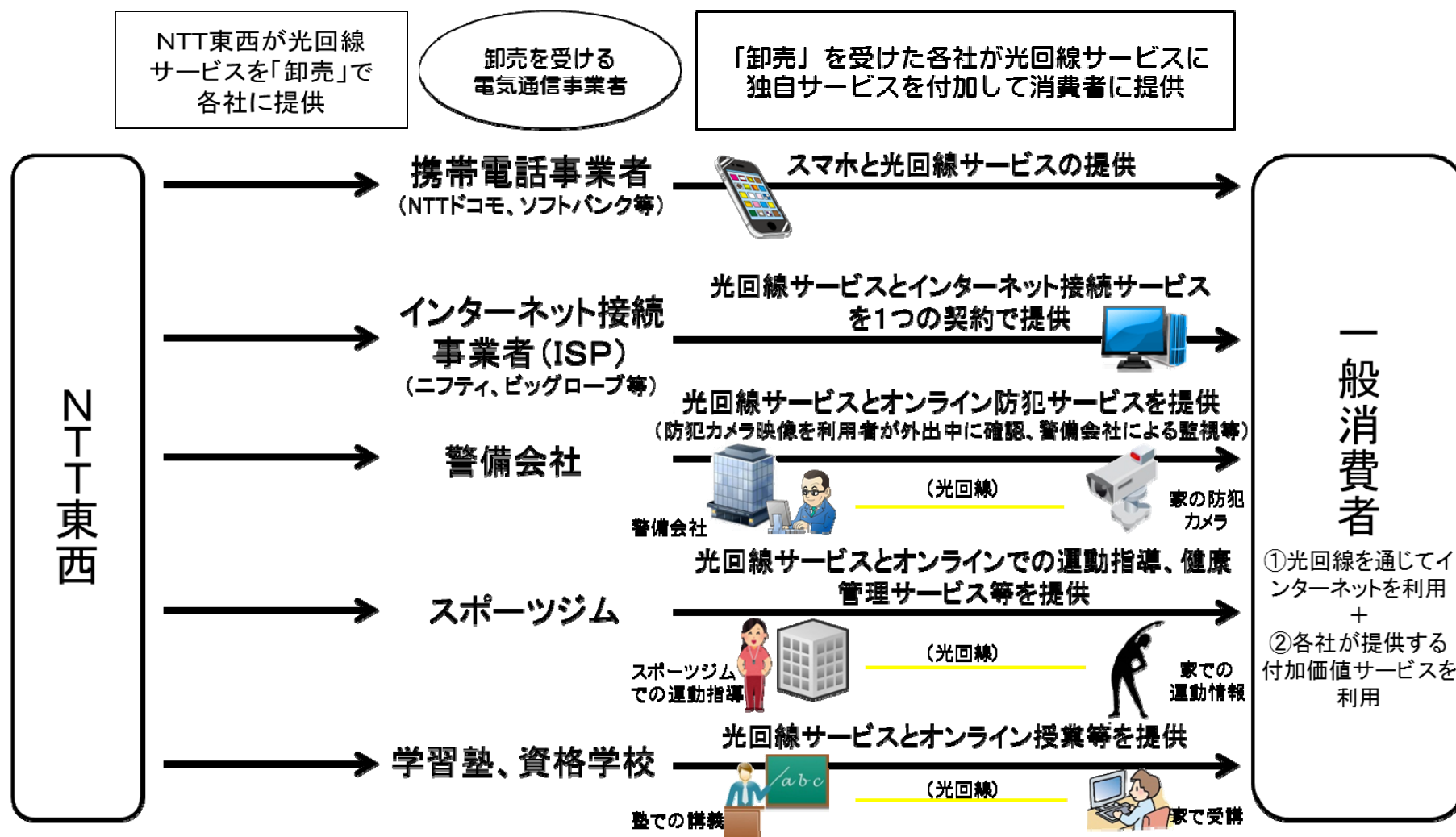
NTT東西からの上記報告・届出を踏まえ、NTT東西におけるサービス卸の提供状況及びサービス卸に係る市場動向について、透明性等を確保する観点から、情報通信審議会電気通信事業政策部会に報告する。

電気通信事業法に基づく整理・公表の主な内容(事後届出内容の概要)

3

主な届出項目	主な届出内容
提供卸電気通信役務の内容	FTTHアクセスサービス
提供卸電気通信役務に関する料金	定額メニュー及び二段階定額メニューの月額料金、転用手続き費 1の工事ごとの基本工事費等及び工事(契約者回線の移転)に関する費用の割引 フレッツ・ADSL等から光回線へ移行する際の初期費用の一部の割引(NTT東日本のみ)
提供卸電気通信役務に関して、卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等	1回線当たりの奨励金
NTT東西及び卸先電気通信事業者の責任に関する事項	【NTT東日本・西日本の責任】 - 卸先電気通信事業者が所定の日までに書面で通知した場合に契約を解除する旨 【卸先電気通信事業者の責任】 - NTT東日本・西日本が所定の日までに書面で通知した場合に契約を解除する旨、NTT東日本・西日本の承諾を得ることなく提供卸電気通信役務を第三者に対しての卸電気通信役務として提供することの禁止、提供卸電気通信役務を主として自己の用に供することの禁止、提供卸電気通信役務を利用したサービスの利用者に対してその契約解除を勧奨し、NTT東日本あるいはNTT西日本以外が提供するサービスへの乗り換えを故意に促進することの禁止
NTT東西及び卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項	【NTT東西が利用者に対して負うべき責任】 - 電気通信設備の保守上・工事上やむを得ない場合等における、サービスの利用者への直接連絡等に関する事項 【卸先電気通信事業者が利用者に対して負うべき責任】 - サービスに対する改善要望、料金等に対する苦情・問い合わせ等には、卸先電気通信事業者が対応する旨
電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法	- 転用時に契約者回線設置に係る工事費の分割支払いが未了の場合に残余期間の債務を卸先電気通信事業者が引き継いでNTT東日本・西日本に支払う旨 - 契約者回線設置工事費の割引を受けていた利用者が転用前のIP通信網サービスの提供開始から一定期間内に解約した場合の解約料をNTT西日本に支払う旨、提供卸電気通信役務の対象でないIP通信網サービス契約者回線の転用の場合における品目等変更及びそれに係る工事費支払いを行う旨(いずれもNTT西日本のみ)
①卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する提供卸電気通信役務の提供条件又は②卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項	【①に係るもの】 - 無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置貸出サービス(NTT東日本のみ)、音声利用IP通信網サービス、端末設備貸出サービス、フレッツ・テレビ伝送サービス 【②に係るもの】 - リモートサポートサービス
有効期間を定めるときは、その期間	奨励金及び工事(契約者回線の移転)に関する費用の割引に係る有効期間 フレッツ・ADSL等から光回線へ移行する際の初期費用の割引に係る有効期間(NTT東日本のみ)

- NTT東西は、平成27年2月より、光回線の卸売サービス(サービス卸)の提供を開始。
- 開始に当たり、NTT東西は、保障契約約款を変更し「別段の合意により締結する「光コラボレーションモデルに関する契約」におけるIP通信網サービスに係る料金その他の提供条件は、各IP通信網契約者に対して同一のもの」とする旨を追記。



(参考) NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン(平成27年2月公表・平成28年5月一部改定) 概要

- サービス卸に関する電気通信事業法の適用関係を明確化し、電気通信事業法上問題となり得る行為を整理・類型化して例示することにより、NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務(特定卸役務)の料金その他の提供条件の適正性・公平性の確保、消費者保護の充実、同法の運用の一層の透明化を図り、公正な競争環境と利用者利便の確保を実現するため、ガイドラインを策定。

【 サービス卸に関する電気通信事業法の適用関係 】

対象	主な規律	電気通信事業法上問題となり得る行為
卸提供事業者 (NTT東西)	指定電気通信役務に関する規律(第20条) 業務改善命令(第29条) 禁止行為規制(第30条)	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い
卸先事業者	提供条件の説明(第26条) 書面の交付(第26条の2) 苦情等の処理(第27条) 電気通信事業者の禁止行為(第27条の2) 媒介等業務受託者に対する指導(第27条の3) 業務改善命令(第29条)	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 契約前の説明義務の履行不十分 ③ 書面交付義務の履行不十分 ④ 苦情等の処理の履行不十分 ⑤ 不実告知、事実不告知 ⑥ 勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為 ⑦ 卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分
卸先事業者 (NTTドコモに限る。)	提供条件の説明(第26条) 書面の交付(第26条の2) 苦情等の処理(第27条) 電気通信事業者の禁止行為(第27条の2) 媒介等業務受託者に対する指導(第27条の3) 業務改善命令(第29条) 禁止行為規制(第30条)	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 排他的な割引サービス ③ 関係事業者と一体となつて行う排他的な業務 ④ 契約前の説明義務の履行不十分 ⑤ 書面交付義務の履行不十分 ⑥ 苦情等の処理の履行不十分 ⑦ 不実告知、事実不告知 ⑧ 勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為 ⑨ 卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分
卸先契約代理業者 (販売代理店)	提供条件の説明(第26条) 電気通信事業者等の禁止行為(第27条の2)	① 契約前の説明義務の履行不十分 ② 不実告知、事実不告知 ③ 勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為

2 NTT東西におけるサービス卸 の提供状況について

- サービス卸の提供における「公平性」の観点から、改正電気通信事業法に基づく届出において、NTT東日本・西日本から個別の契約内容の届出を受けている卸先事業者^(※1)(以下「届出対象事業者」という。)4事業者^(※2)の間の届出内容の相違について確認した。
- また、NTT東日本・西日本における「サービス卸ガイドラインを踏まえた対応の適正性」の観点から、「特定卸役務について卸提供事業者が行う行為」(NTT東日本・西日本の行為)であって同ガイドラインに例示される電気通信事業法上問題となり得る行為の有無等を確認した。

具体的観点	確認手法
NTT東日本・西日本の各卸先事業者に対する取扱いの <u>公平性</u> (届出内容により確認できる範囲)	・各届出対象事業者から届出された内容(届出契約内容)^(※3)間の相違点を確認した。 ※3 電気通信事業法施行規則第25条の5の規定により提出された届出書、契約書その他の書面 ・加えて、届出対象事業者以外の卸先事業者も含めて不公平な取扱いを受けていないか自ら確認できるよう、届出契約内容について、他の卸先事業者(希望する事業者)の閲覧に供する措置^(※4)を講じる方向で調整中。 ※4 閲覧による開示の範囲は今後調整。
NTT東西におけるサービス卸ガイドライン等を踏まえた対応の <u>適正性</u>	サービス卸ガイドライン等の対応状況の確認

※ 1 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第25条の7に規定する以下のいずれかの基準に該当する卸先事業者。

- ① NTT東西の特定関係法人であって、NTT東西から提供を受けるFTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数50万以上の電気通信事業者
- ② NTT東西から提供を受けるFTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数50万以上の電気通信事業者
- ③ その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者(移動通信事業者)

※2

委員限り

- 各届出契約内容の間の相違点については、平成28年にも確認したところであるが、今回改めて、詳細に各届出契約内容を突き合わせる確認を総務省において実施したところ、届出対象事業者の間で、同種の役務の提供につき、契約規定上の相違点があることが判明した。
- これについて、NTT東日本・西日本に見解を求めたところ、下表①を除き、NTT東日本・西日本からの周知を踏まえて各卸利用事業者が選択した内容に応じて生じた相違点である旨の回答が得られた。
- なお、届出契約内容のその他の部分については、実質的な相違点があるとは認められなかった。（下記※参照）

契約規定上の相違点	NTT東日本・西日本の主な見解
①	
②	
③	
④	

⇒ ①については、不当な差別的取扱い等が行われたとまでは認められなかったが、当該1社との間において追加で規定されている内容の趣旨が他の卸利用事業者にとっても明確となるよう、NTT東日本において対応することが望ましいと考えられる。

※上表のほか、卸先事業者の提供する役務の種類・類型に応じ当然生じると考えられる相違点があった。

【例：IP通信網サービスに係る提供条件等】

事 項		主な提供料金(税別)等	
提供サービス		定額料金メニュー（平成27年2月から提供）	二段階定額料金メニュー（平成28年1月から提供）
提供料金	利用料金 （月額）		
	転用手続き費		
	工事費		
提供条件			
奨励金			

委員限り

- サービス卸ガイドラインを踏まえた対応について、NTT東日本・西日本より、「競争阻害的な料金の設定等」や「提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い」等の電気通信事業法上問題となり得る行為に該当する事実はないと報告されている。
- また、行政指導で求めている日本電信電話株式会社等に係る累次の公正競争要件及び利用者利益の確保(※1)や卸先事業者に対するサービス卸ガイドラインの周知等(※2)についても、行政指導に反する行為に該当する事実はないと報告されている。
- 加えて、総務省において、契約数の多い卸先事業者等に対して「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(平成29年度)」に基づく固定系通信に関する業務の状況等に関する調査を行ったところ、卸先事業者からは以下のような観点からの意見や要望があったが、明確に電気通信事業法上問題となる行為が行なわれているとの指摘はなかった。
 - サービス卸の提供料金の水準に関するもの
 - NTT東西における光回線サービスの小売やサービス卸の開通等までの期間に関するもの
 - 契約手続に関する利便性に関するもの
- 総務省においては、今後とも、サービス卸の提供において、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないか、注視を継続していく。

※1 日本電信電話株式会社等に係る累次の公正競争要件及び利用者利益の確保については、以下の①～③のとおり。

- ① 公正有効競争条件(平成4年4月郵政省・日本電信電話株式会社公表)抜粋
:「NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこととする」
- ② 日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(平成9年郵政省告示第664号)抜粋
:「地域会社と長距離会社との間において在籍出向は行わないこと」
- ③ 情報通信審議会答申(平成26年12月18日情通審第47号)抜粋
:「利用者利益を確保する観点から、サービス卸を提供する場合でも、利用者からの求めがある場合には、少なくとも当分の間はフレッツ光サービスやIP電話サービス等を自ら利用者に提供することが期待される」

※2 NTT東西に対して、全ての卸先事業者に対して、サービス卸ガイドラインに定める電気通信事業法上問題となり得る行為及び消費者保護の充実等の観点から望ましい行為(特に「卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること」の部分)を参照すべきことを明示して、周知することを求めている。

ガイドライン該当箇所	総務省の確認結果
競争阻害的な料金の設定等	§ 特定卸役務の料金等(工事費、手数料等を含む。)について自己の関係事業者のみを対象とした割引料金を適用することや、問合せ等に対して自己の関係事業者のサービスのみを紹介することなど、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと。
	§ 特定卸役務の料金等(工事費、手数料等を含む。)について、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような大口割引※¹を行うこと。
	§ 特定卸役務と併せて他の電気通信役務を提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定し、又は当該他の電気通信役務の提供を受ける者のみに当該特定卸役務を提供(いわゆるバンドル提供)すること。
	§ 特定卸役務の料金について、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコスト※²を下回る料金※³を設定すること。
	§ 特定卸役務の料金等(工事費、手数料等を含む。)について、利用者に対する料金よりも高い料金※³を設定すること。 ※¹ 卸提供事業者が卸先事業者に支払う販売促進費等は、「インセンティブ」「コミッション」といった名称によらず、当該卸提供事業者による特定卸役務の料金の割引に該当するものとして取り扱われる場合があることに留意が必要である。すなわち、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような販売インセンティブ等を設定する行為は、ここでいう大口割引に該当し、電気通信事業法上問題となることがある。 ※² サービス卸の料金が利用者単位で設定される場合の「適正なコスト」とは、一利用者当たりの接続料相当額を基本とする額とする。 ※³ ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等に記載された特定卸役務の料金のみを指すものではなく、割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある。

			1利用者当たりの 接続料水準(コスト)※1	卸料金(額面)	利用者料金水準※1
定額	戸建	NTT東日本			
		NTT西日本			
	集合(※2)	NTT東日本			
		NTT西日本			
二段階定額	戸建	NTT東日本			
		NTT西日本			

委員限り

※1 「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」による検証の結果に関する平成30年3月16日付NTT東日本・西日本報告に基づく数値。
接続料水準は、平成30年度の適用接続料(申請中)及び当該接続料額の設定の前提である予測収容数を用いて算定されたもの。
利用者料金水準は、割引を考慮して算定されたもの。
戸建の接続料水準は、フレッツ光ネクスト・ファミリータイプの提供を想定した場合の値。

※2 集合住宅への役務提供を想定する場合の接続料水準・利用者料金水準について、本報告では、同指針に基づく算定結果を用いる関係上、6種の想定プランごとに算定しそれらを加重平均した額により比較した。

※3 割引が基本的に存在しないため、約款料金を記載。

ガイドライン該当箇所	総務省の確認結果
提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い	・特定卸役務の提供手続については「光コラボレーションモデルの提供条件等について」に規定・公表（平成26年10月NTT東西）されていることを確認。 ・届出契約内容からは、契約の開始・解除について、合理的な理由なく卸先事業者によって差別的に取り扱うことを認める規定・条件が設けられているとは認められなかった。（P. 8も参照。） ・NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、提供手続・期間に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 ・提供手続・期間に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。
技術的条件に係る不当な差別的取扱い	・特定卸役務に係る技術的条件については「IP通信網サービス契約約款及び技術的参考資料（IP通信網サービスのインターフェース-フレッツシリーズ-）」に規定・公表されていることを確認。 ・卸先事業者に対して、同一のシステムによる特定卸役務の申込、同一のシステムによる故障申告を認めていることを確認。 ・届出契約内容からは、特定卸役務に係る技術的条件について、合理的な理由なく卸先事業者によって差別的に取り扱うことを認める規定・条件が設けられているとは認められなかった。（P. 8も参照。） ・NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、技術的条件に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 ・技術的条件に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。
サービス仕様に係る不当な差別的取扱い	・届出契約内容からは、禁止事項や商標利用に係る条件等について、合理的な理由なく卸先事業者によって差別的に取り扱うことを認める規定・条件が設けられているとは認められなかった。 ・NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、サービス仕様に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 ・サービス仕様に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。
競争阻害的な情報収集	・届出契約内容に、NTT東西が必要と認める場合及び卸先事業者の契約の履行状況に疑義が生じた場合に限り、資料提出や卸先事業者の事業所等の調査を行うなど、情報収集に一定の条件を設けていることを確認。 ・NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、競争阻害的な情報収集に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 ・競争阻害的な情報収集に該当する具体的な事例は指摘されていない。

ガイドライン該当箇所		総務省の確認結果
情報の目的外利用	§ 特定卸役務の提供に関して知り得た卸先事業者の情報を、合理的な理由なく、自己又は自己の関係事業者の営業目的など、その用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。	・届出契約内容に、営業上・技術上の機密情報を相手方の事前承諾なしに第三者に提供しないこと、契約の履行の目的以外には利用しないことが規定されていることを確認。 ・NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、情報の目的外利用に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。
情報提供に係る不当な差別的取扱い	§ 自己又は自己の関係者を通じて提供される特定卸役務に係る情報の内容及び質や、当該情報の提供の時期等について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。	・卸先事業者への情報提供について、一斉メールによる周知や卸先事業者が閲覧可能なポータルサイトにおける情報、FAQ等の公開を行っていることを確認。 ・NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、情報提供に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 ・情報提供に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。
業務に関する不当な規律・干渉	§ 特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者に対して、特定卸役務を利用して提供される役務から接続を利用して提供される役務へと利用者を移転させることを不当に制限すること、又は合理的な理由なく特定卸役務を利用しない他の役務提供の取扱いをさせないことなど、合理的な理由なく、卸先事業者のサービス提供を制限すること。	・届出契約内容からは、卸先事業者の業務へ合理的な理由なく規律・干渉することを認める規定・条件が設けられているとは認められなかった。 ・卸先事業者の事業活動のうち契約書に定める禁止事項に該当しないものの事例について、卸先事業者が閲覧可能なポータルサイトにおいて掲載されていることを確認。 ・NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、卸先事業者の業務に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 ・業務に関する不当な規律・干渉に該当する具体的な事例は指摘されていない。
業務の受託に係る不当な差別的取扱い	§ 特定卸役務に関する料金請求・回収代行業務等の受託に関して、コスト、業務内容、販売数量等の条件が同様であるにもかかわらず、自己の関係事業者から徴収する手数料に比べて他の電気通信事業者から徴収する手数料を高く設定する、又は受託業務の提供時期を遅らせるなど、合理的な理由なく、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすること。	・料金請求・回収代行等の受託に関しては、受託する業務の内容・業務量が同様である場合は、同一の提供条件で提供していることを確認。 ・NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、業務の受託に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 ・業務の受託に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。

- 改正電気通信事業法(平成28年5月21日施行)等により消費者保護ルールの充実が図られたところ※¹、総務省は、その施行に際して「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」(同年5月20日)を策定。

※¹ 説明義務の充実、書面交付義務導入、初期契約解除制度導入、不実告知等・勧誘継続行為の禁止、代理店に対する指導等の措置義務等の導入

- 本指針に基づき、消費者保護ルールの実施状況について総務省及び関係者の間で共有・評価等する「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」を設置。

- 平成28年度のモニタリングでは、苦情等分析※²、書面等調査※³、実地調査※⁴などを実施し、これらの結果をモニタリング定期会合に報告。平成29年6月に、「平成28年度消費者保護ルール実施状況のモニタリング(評価・総括)」として取りまとめ。(引き続き、平成29年度のモニタリングも継続して実施)

※² 総務省及び全国の消費生活センター等で受け付けた電気通信サービスに係る苦情の相談件数把握及び内容の分類整理

※³ 消費者保護ルールに関連する業務の運用方法や書面記載状況について、各調査対象事業者から書面回答を得て検証

※⁴ 利用者に扮した調査員が販売現場において具体的な説明の状況を調査等

- 本評価・総括等を踏まえ、調査対象事業者に所要の改善指導を実施するとともに(平成29年6月)、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を一部改定(同年9月)。

<主な改定事項(追記等事項)>

- ・ 「転用」に係る不利益(電話番号変更・費用発生の可能性等)の説明
- ・ 電話勧誘における電話(口頭)での申込み又は承諾となる旨の説明
- ・ 代理店による電話勧誘等で新規契約する際には電気通信事業者自らの責任による説明内容の後確認の実施 等

- 平成29年度は、NTT東西を騙るなど、不適切な電話勧誘を行う等、説明義務違反等の法令違反が認められた卸先事業者・代理店に対し、計13件の行政指導を実施。

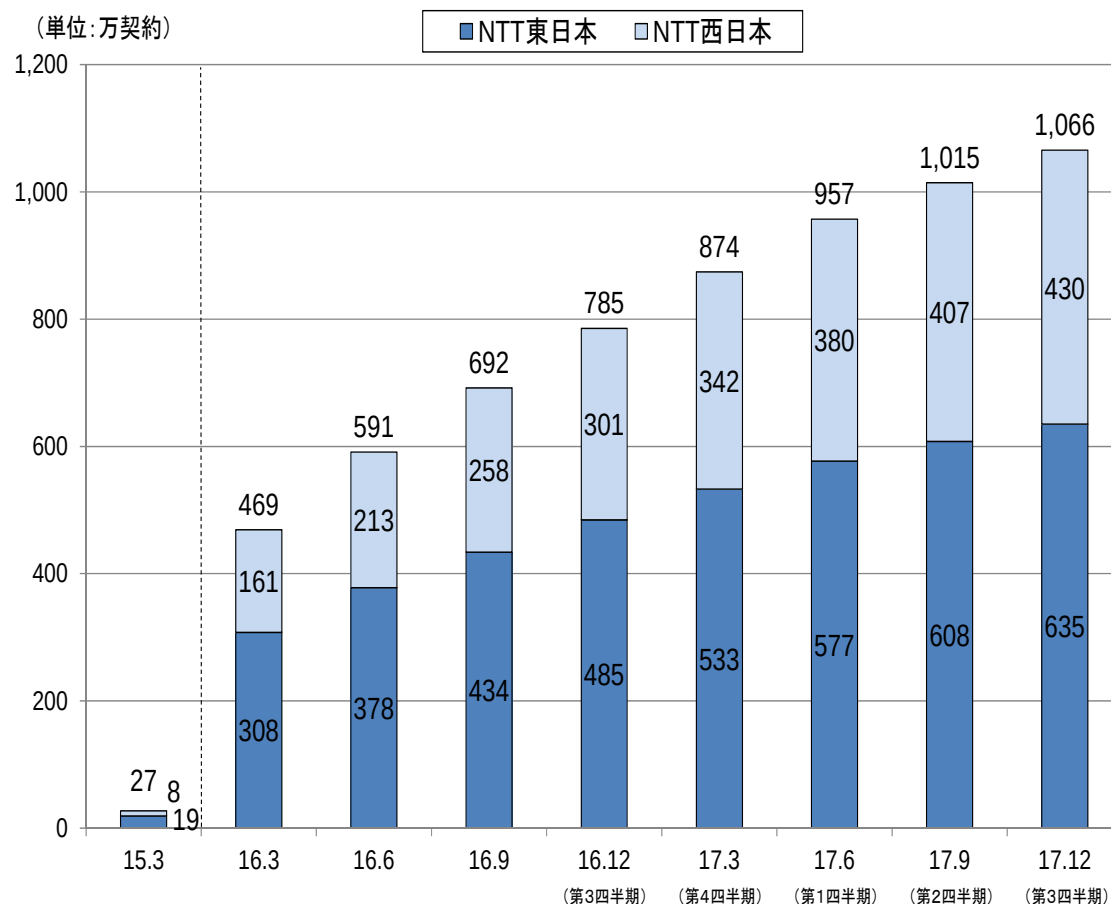
- その他、平成29年4月には、総務省で光回線サービスの電話勧誘トラブルに関して注意すべきポイントなどをまとめた、普及啓発資料※⁵を作成、公表。各地方総合通信局等が開催する会合や、地方自治体等を通じ公共施設、地域の集会、各家庭等に配布。

※⁵ 「光回線サービスの電話勧誘に関する注意啓発について」(平成29年4月)(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/02kiban08_04000274.html)

3 サービス卸に係る市場動向

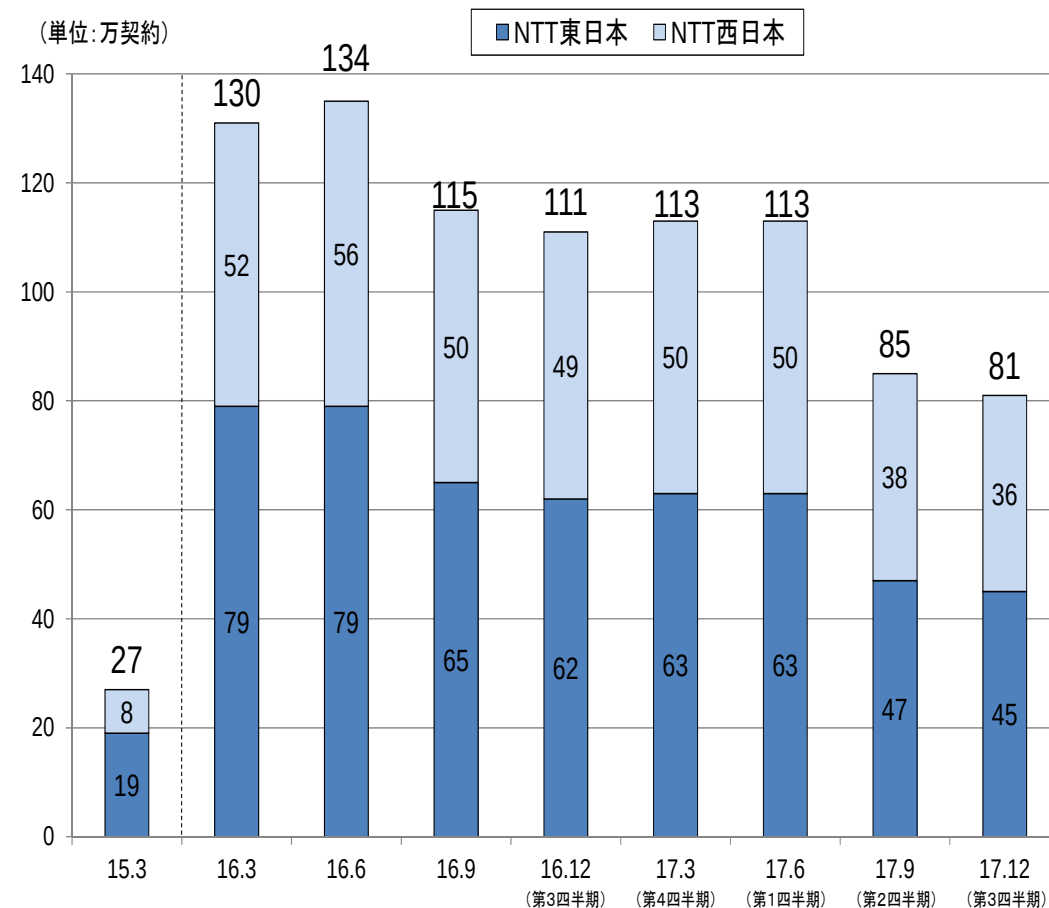
- **NTT東西合計の卸契約数は1,066万**（前期比+51万、前年同期比+280万）（2017年12月末）。NTT東西別でみると、**NTT東日本は635万**（前期比+27万、前年同期比+151万）、**NTT西日本は430万**（前期比+24万、前年同期比+130万）。
- 直近の四半期（2017年10月～12月）の**NTT東西合計の卸開通数は81万**（前期比▲4万、前年同期比▲30万）。NTT東西別でみると、**NTT東日本は45万**（前期比▲2万、前年同期比▲17万）、**NTT西日本は36万**（前期比▲2万、前年同期比▲13万）。毎四半期の**卸開通数は、減少傾向**。

【卸契約数（NTT東西合計、NTT東西別）】



注：卸契約数は、累計の卸開通数から累計の卸解約数を引いた数である。

【毎四半期の卸開通数（NTT東西合計、NTT東西別）】



出所：「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について（要請）」に基づくNTT東西からの報告（2015.3）、電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告（2016.3以降）及びNTT提出資料

サービス卸の開通数(新規・転用別)

18

- **NTT東西合計の累計卸開通数**(1,238万)のうち、**新規**は**437万**(35.3%、前期比+1.1ポイント、前年同期比+6.9ポイント)、**転用※**は**802万**(64.7%、前期比▲1.1ポイント、前年同期比▲6.9ポイント)。

(参考)NTT東日本:新規が261万(35.1%)、転用が482万(64.9%) NTT西日本:新規が176万(35.5%)、転用が320万(64.5%)

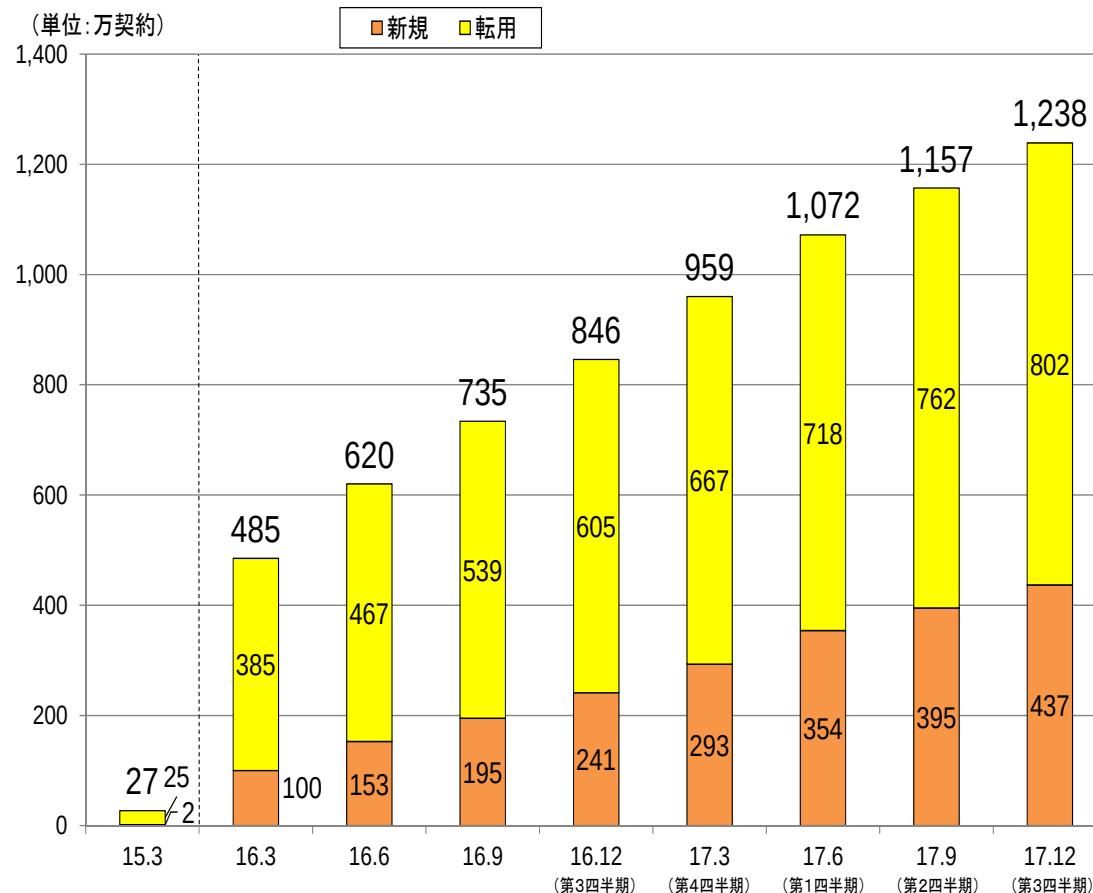
- **直近の四半期**(2017年10月～12月)の**NTT東西合計の卸開通数**(81万)のうち、**新規**は**41万**(51.1%、前期比+3.1ポイント、前年同期比+10.6ポイント)、**転用**は**40万**(48.9%、前期比▲3.1ポイント、前年同期比▲10.6ポイント)。

(参考)NTT東日本:新規が24万(53.5%)、転用が21万(46.5%) NTT西日本:新規が17万(48.1%)、転用が19万(51.9%)

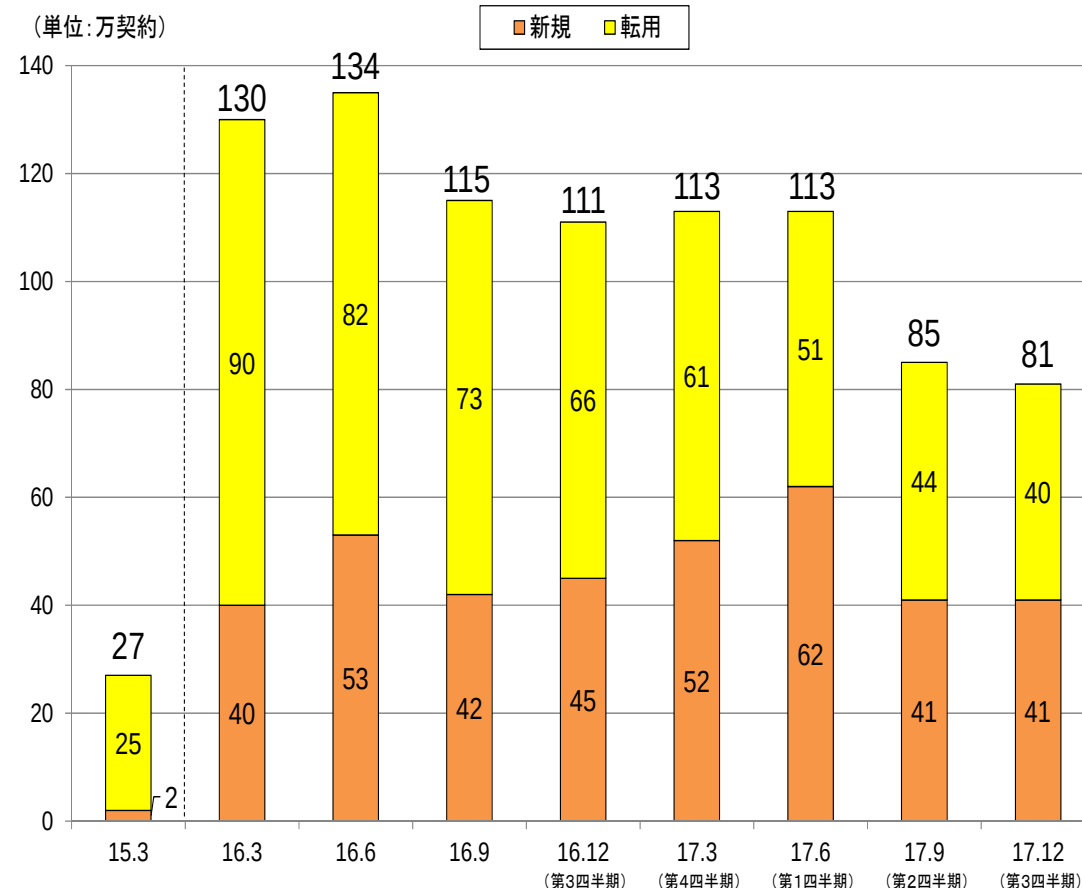
- 毎四半期の卸開通数は、**転用が減少傾向**である一方、**新規は40万超で推移**。

※転用:「フレッツ光」を利用中のユーザーが電話番号等を変更することなく卸先事業者の提供するサービスに切り替えること。

【累計卸開通数(NTT東西合計、新規・転用別)】



【毎四半期の卸開通数(NTT東西合計、新規・転用別)】



注:NTT東西において卸解約数の新規・転用別の内訳を集計していないため、卸解約数の新規・転用別の内訳は不明。

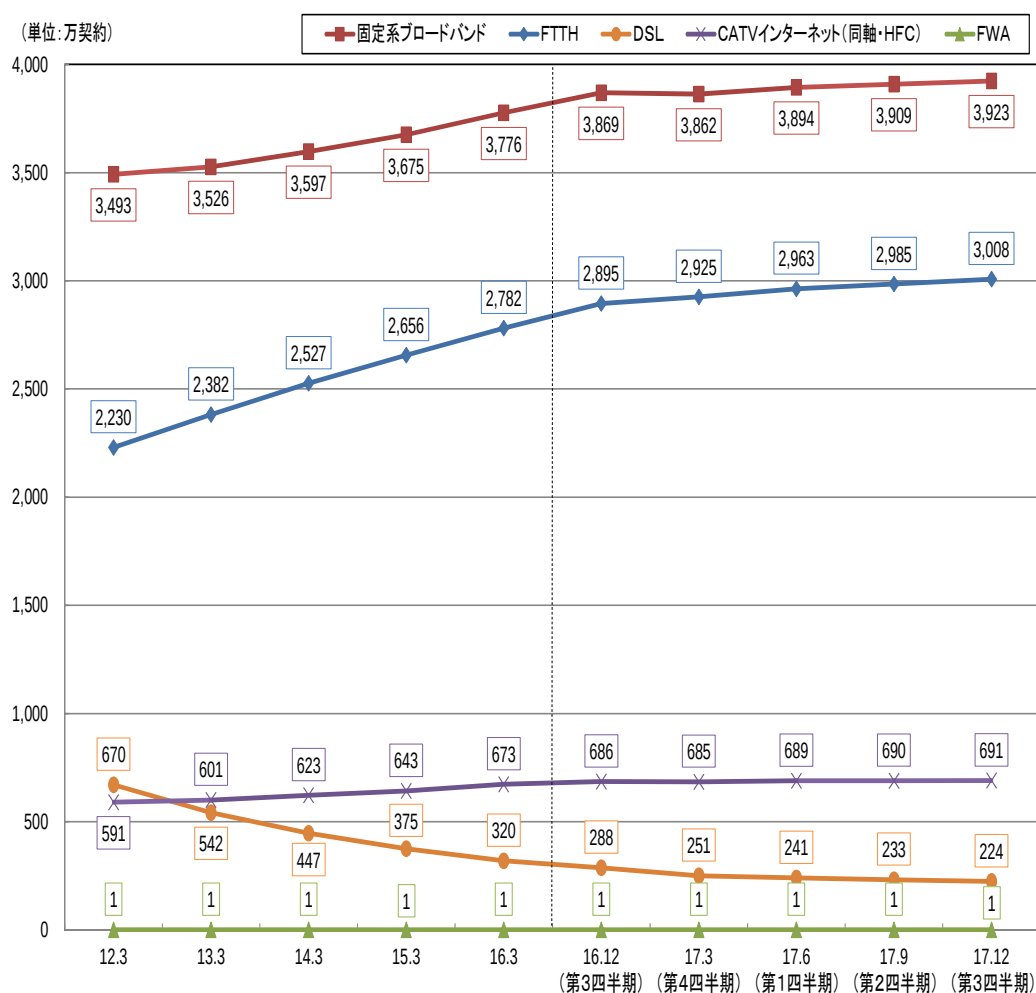
出所:NTT提出資料

固定系ブロードバンドサービスの契約数

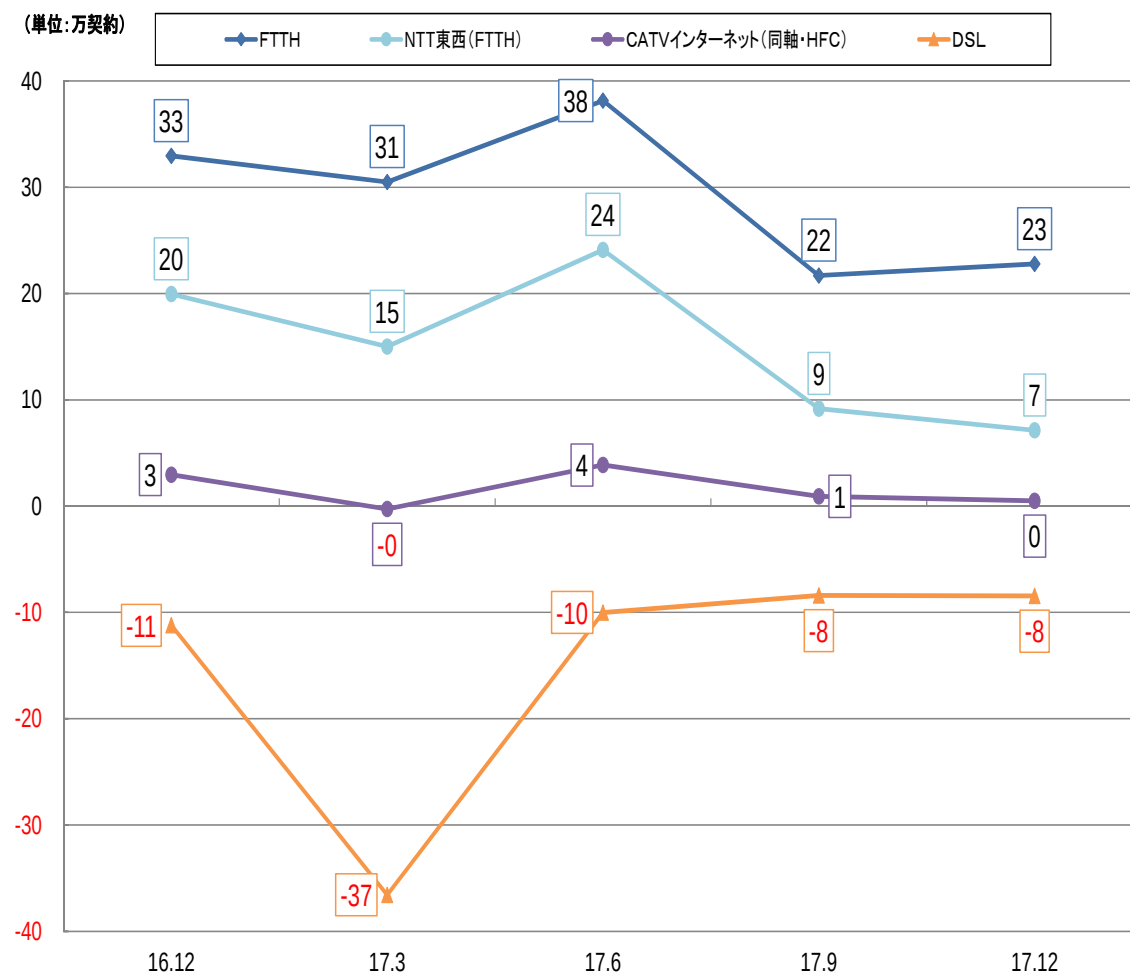
- 固定系ブロードバンドサービス※の契約数は**3,923万**（前期比+0.4%、前年同期比+1.4%）と**増加**（2017年12月末）。
- FTTHの契約数は**3,008万**（前期比+0.8%、前年同期比+3.9%）に増加し、固定系ブロードバンド契約数全体の**76.7%**（前期比+0.3ポイント、前年同期比+1.8ポイント）。**20万超の純増**を維持。

※ FTTH、CATVインターネット、DSL及びFWAの合計。

【固定系ブロードバンドサービス契約数】



【固定系ブロードバンドサービス純増減数】



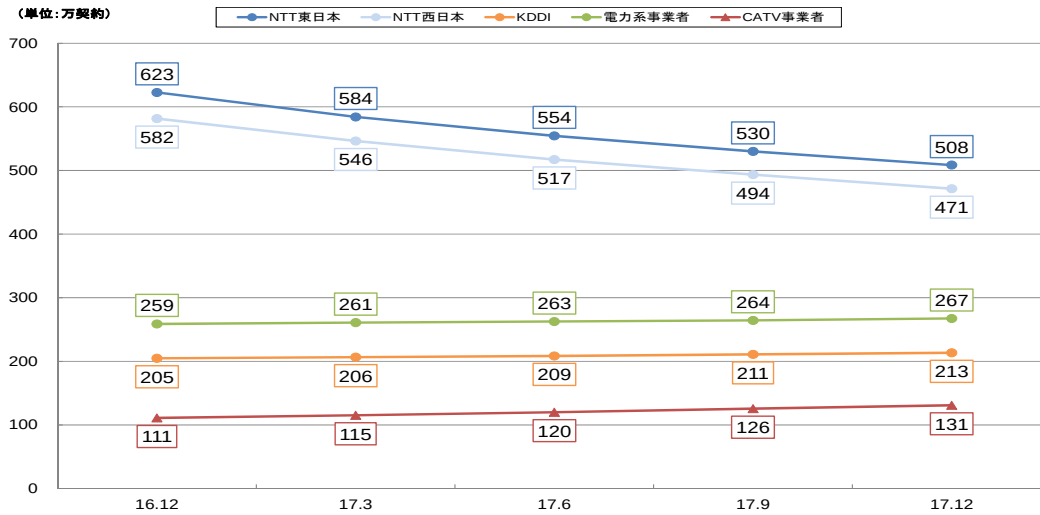
注：一部のFTTHに関する数値については、重複を排除し、調整後の数値で集計。以下同じ。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

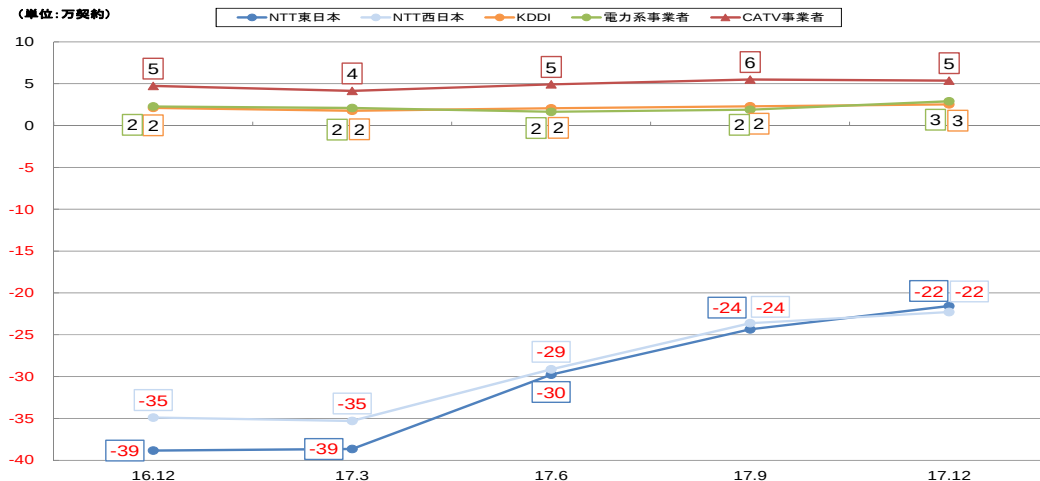
- サービス卸の増加に伴いNTT東西の小売契約数は減少している一方、CATV事業者の小売契約数※1は5万前後の純増を維持。
- NTT東西のシェア※2は32.6%（前期比▲1.7ポイント、前年同期比▲9.0ポイント）と減少傾向（2017年12月末）。KDDIのシェア※2は7.1%（前期比、前年同期比ともに±0ポイント）と横ばいで推移。ケイ・オプティコム（ケイ・コム）のシェアは5.1%（前期比±0ポイント、前年同期比▲0.2ポイント）と減少傾向。

※1 卸電気通信役務の提供を受けて利用者に提供するものは含まない。 ※2 卸電気通信役務の提供に係るものを除く。

【FTTHの小売契約数】



【FTTH小売契約数の純増減数】

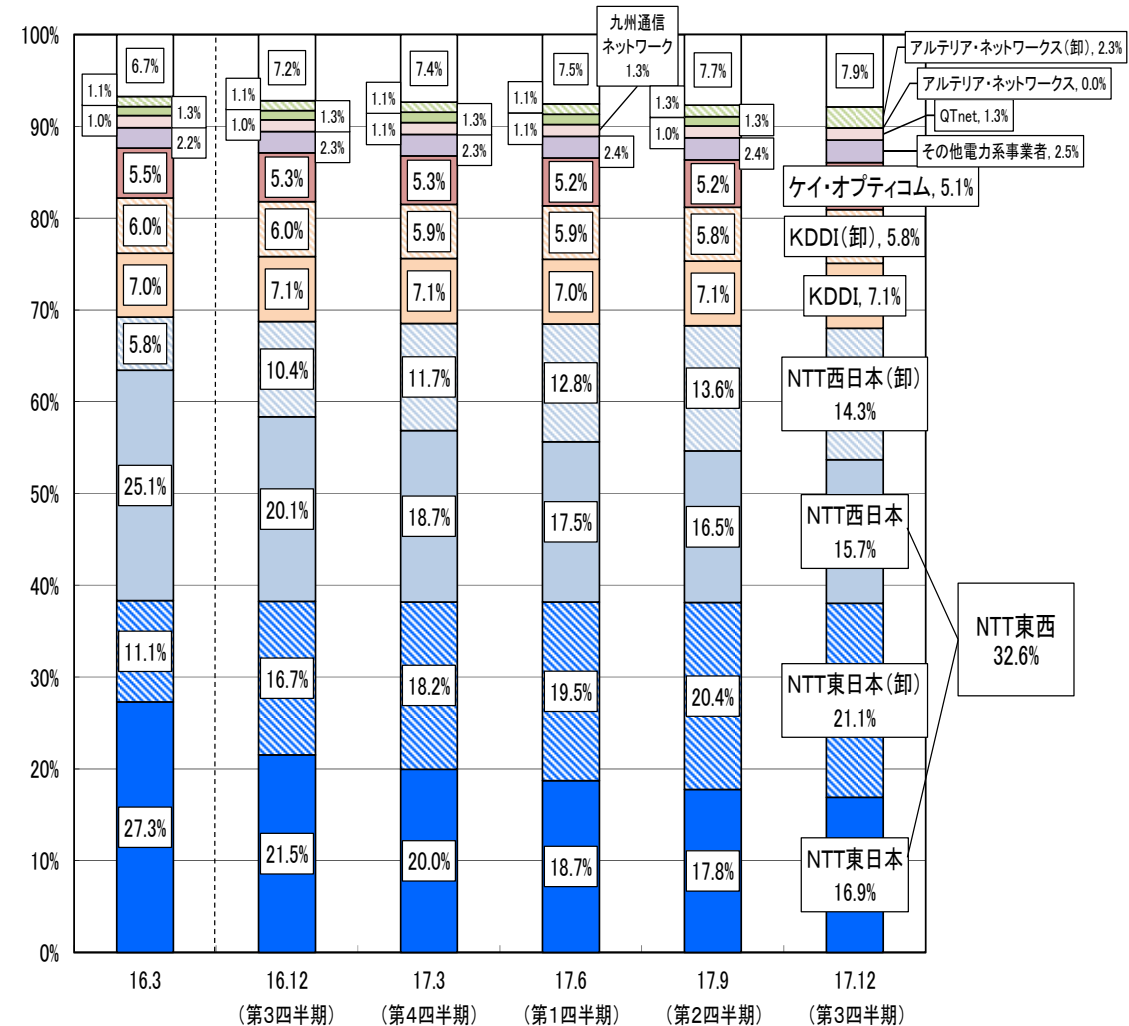


注1:卸電気通信役務の提供を受けて利用者に提供するものは含まない。

注2:KDDIの契約数には、KDDI、沖縄セルラー、J:COMグループ及びCTCが含まれる。

注3:電力系事業者の契約数には、ケイ・オプティコム、QTnet、STNet、エネルギア・コミュニケーションズ及びファミリーネット・ジャパンが含まれる。

【FTTH契約数における事業者シェア】



注1:KDDIのシェアには、KDDI、沖縄セルラー、J:COMグループ及びCTCが含まれる。

注2:その他電力系事業者のシェアには、STNet、エネルギア・コミュニケーションズ及びファミリーネット・ジャパンが含まれる。

FTTHの提供形態別契約数

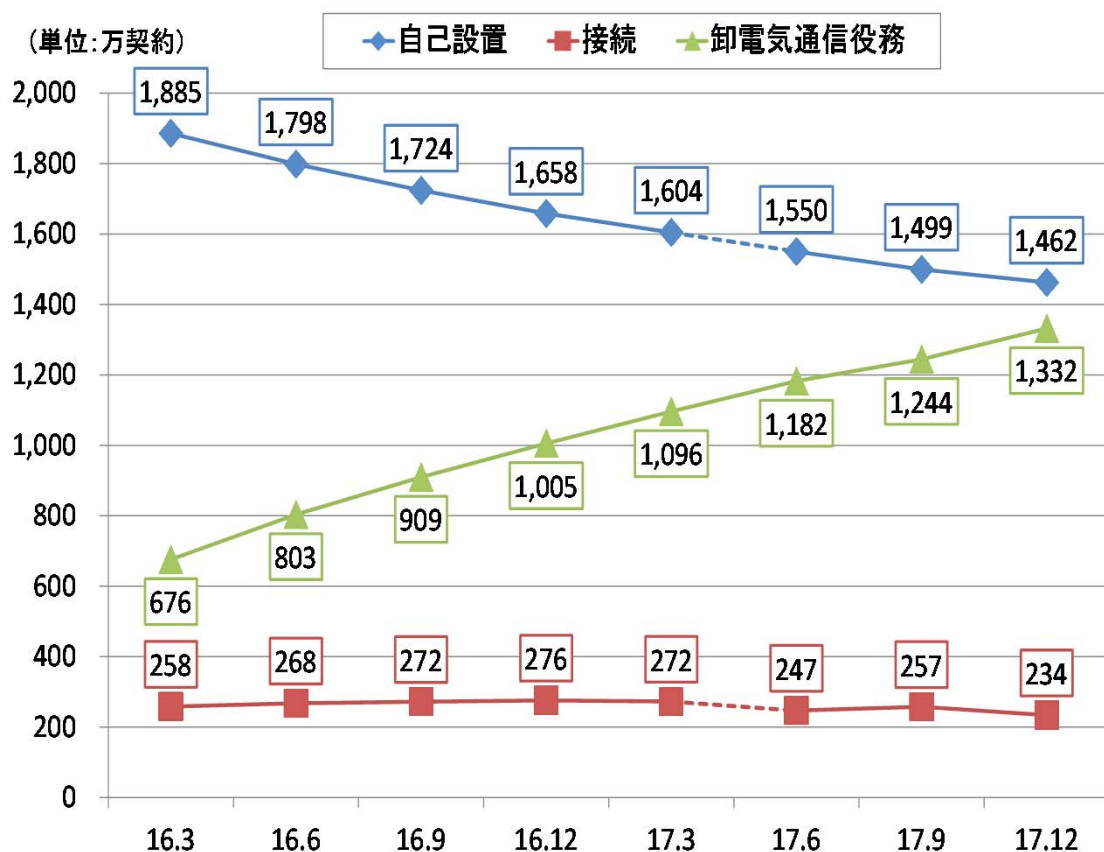
- FTTHの提供形態別※の契約数は、「自己設置」が**1,462万**（前期比▲37万）、「接続」が**234万**（前期比▲24万）、「卸」が**1,332万**（前期比+87万）となっている（2017年12月末）。
- 「卸」の増加は「自己設置」の減少要因となり得るが、「卸」の純増（87万）ほど「自己設置」は純減（▲37万）していない。

※「自己設置」：電気通信事業者が自ら設備を設置して、利用者にFTTHサービスを提供するもの。

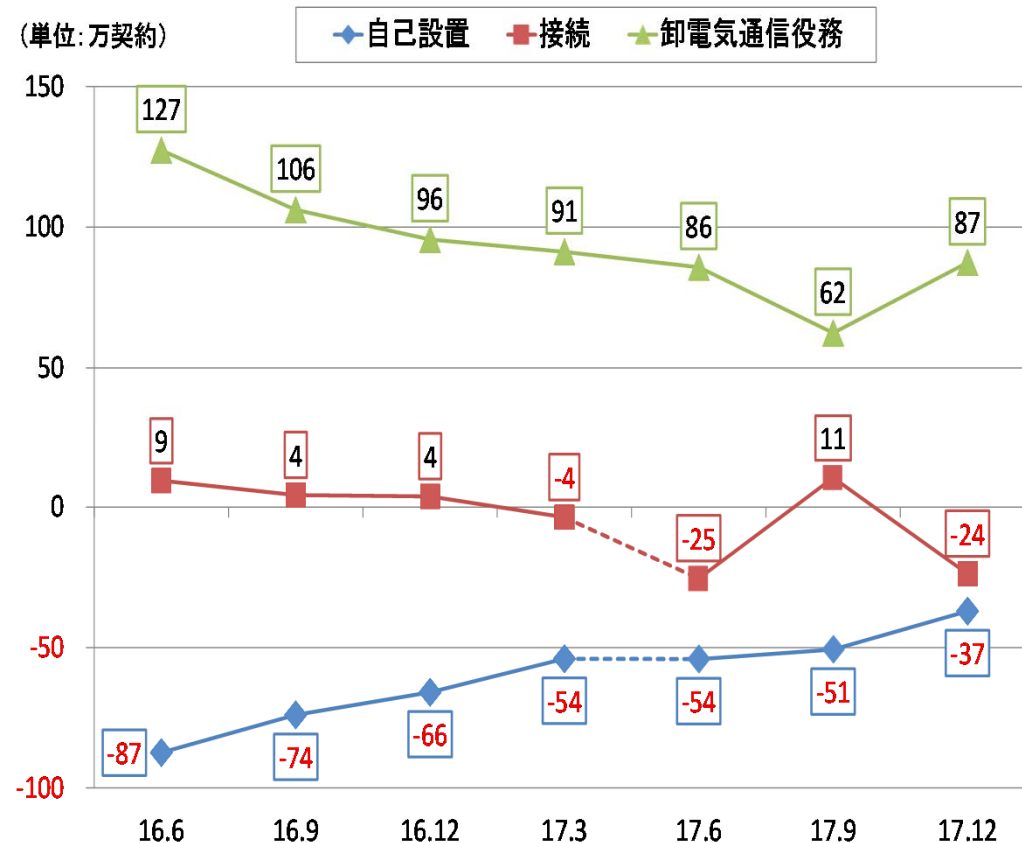
「接続」：電気通信事業者が接続料を支払って、他の電気通信事業者の加入光ファイバを利用し、利用者にFTTHサービスを提供するもの。

「卸」：電気通信事業者が他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受け、利用者にFTTHサービスを提供するもの。

【FTTHの提供形態別の契約数】



【FTTHの提供形態別契約数の純増減数】



注1：「自己設置」の契約数にNTT東西のサービス卸等の契約数は含まれない。

注2：「卸」の契約数の一部については、「自己設置」又は「接続」の契約数と重複がある。そのため、「FTTHの契約数」とは合計値が異なる。

「自己設置」及び「接続」の契約数の一部について当該重複の排除を行っており、2017年6月末以降においては重複排除可能な事業者が増加している。

(参考) 接続事業者の収容数に基づく接続料水準(戸建向け)

- F T T Hアクセスサービスの提供のためN T T東日本・西日本の加入光ファイバを接続により利用する際に用いられるシェアドアクセス方式では、収容数が少ない競争事業者（接続事業者）にとっての1利用者当たりの接続料水準は、N T T東日本・西日本にとってのものとは比べ、より高くなり得る。
- NTT東日本・西日本（A）、競争事業者（B）、競争事業者（C）それぞれについて、実績に基づく予測収容数※1を用いて接続料水準を試算し、参考として卸料金水準を併記すると、以下のとおり。

※1 Aの予測収容数は、NTT東日本・西日本の平成30年度接続料適用に係る予測値を用いている。また、B及びCについては、各社の平成29年度9月末時点の実績値を基にNTT東日本・西日本の平成30年度予測値を用いて算出した値を用いている。

一利用者当たりの接続料相当額

加入光ファイバ等
に係る接続料 ①
(一利用者当たり)

+

NGN(収容局接続機能)
に係る接続料 ②
(一利用者当たり)

+

回線終端装置 ③
(一利用者当たり)

(合計)

(A)		(平成30年度)		(平成30年度)		(平成30年度)		(平成30年度)	
NTT東日本	NTT東日本:		円	NTT東日本:		円	NTT東日本:		円
NTT西日本	NTT西日本:		円	NTT西日本:		円	NTT西日本:		円
(B)		(平成30年度)		(平成30年度)		(平成30年度)		(平成30年度)	
競争事業者	東日本エリア:		円	東日本エリア:		円	東日本エリア:		円
(※2)	西日本エリア:		円	西日本エリア:		円	西日本エリア:		円
(C)		(平成30年度)		(平成30年度)		(平成30年度)		(平成30年度)	
競争事業者	東日本エリア:		円	東日本エリア:		円	東日本エリア:		円
(※2)	西日本エリア:		円	西日本エリア:		円	西日本エリア:		円

赤枠内は
委員限り

(参考情報) 卸料金

(額面料金)(平成30年4月～)

NTT東日本: 円
NTT西日本: 円

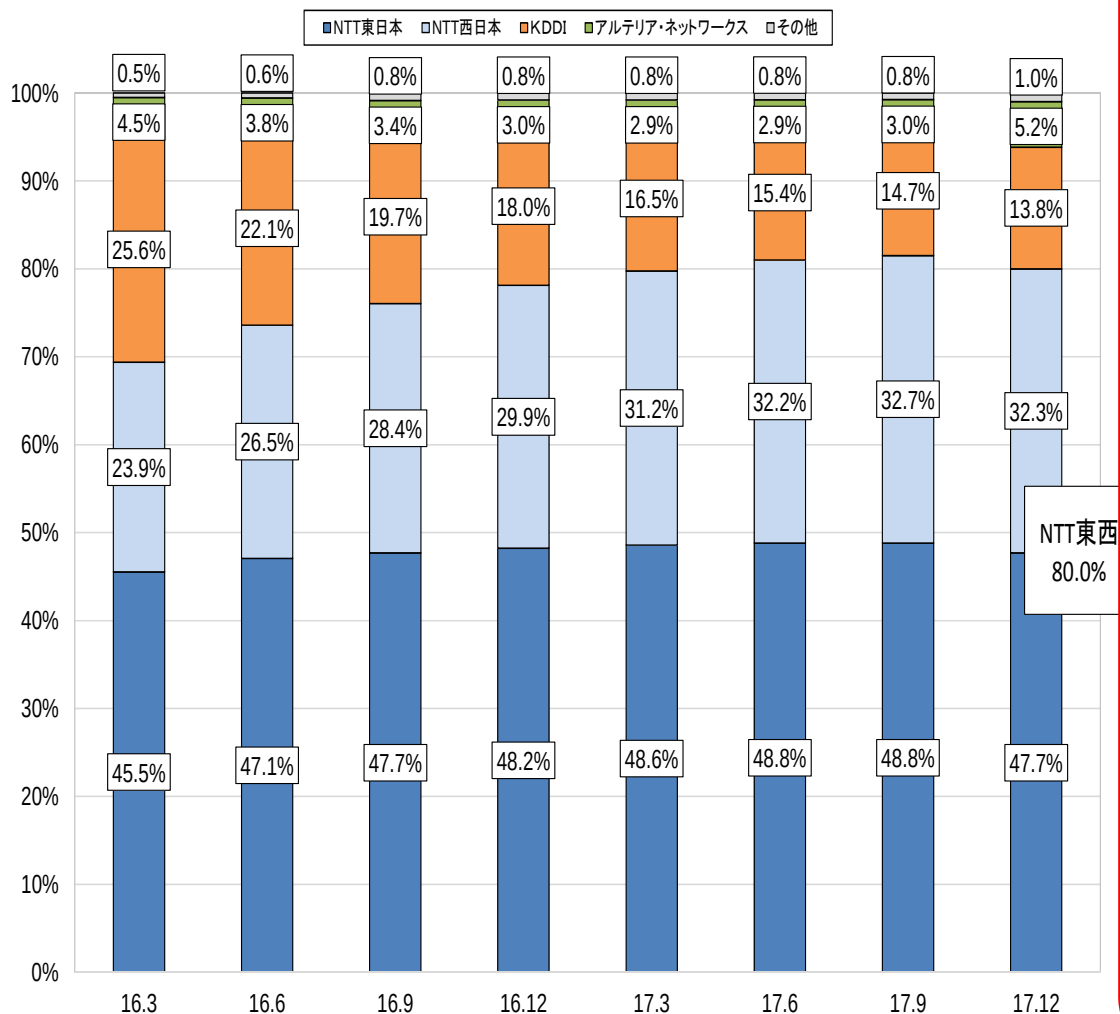
※2 上記の一利用者当たりの接続料相当額の試算においては、事業者B及びCが実際には利用していない機能(NTT東日本・西日本の設備によらず自ら実現している部分)も含まれている。

FTTHの卸契約数における事業者シェア

- **FTTHの契約数全体** (3,008万) **における卸契約数** (1,332万) **の割合は44.3%** (前期比+2.6ポイント、前年同期比+9.6ポイント) (2017年12月末)。
- **卸契約数全体** (1,332万) **における割合はNTT東西** (1,066万) **が80.0%** (前期比▲1.5ポイント、前年同期比+1.9ポイント)、**KDDIグループ** (184万) **が13.8%** (前期比▲0.9ポイント、前年同期比▲4.2ポイント)、**アルテリア・ネットワークス** (69万) **が5.2%** (前期比+2.2ポイント、前年同期比+2.1ポイント) となっている (2017年12月末)。

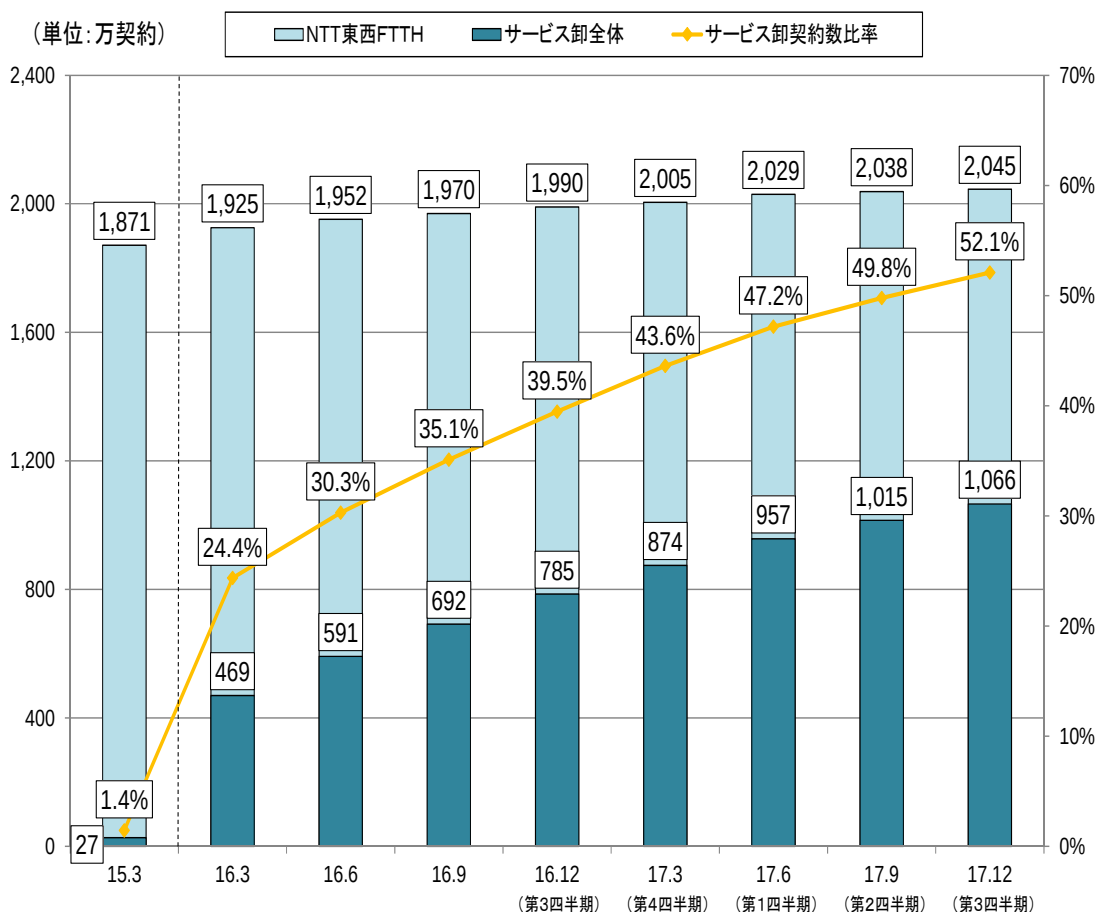
委員限り

【FTTH卸契約数の卸元事業者別シェア】

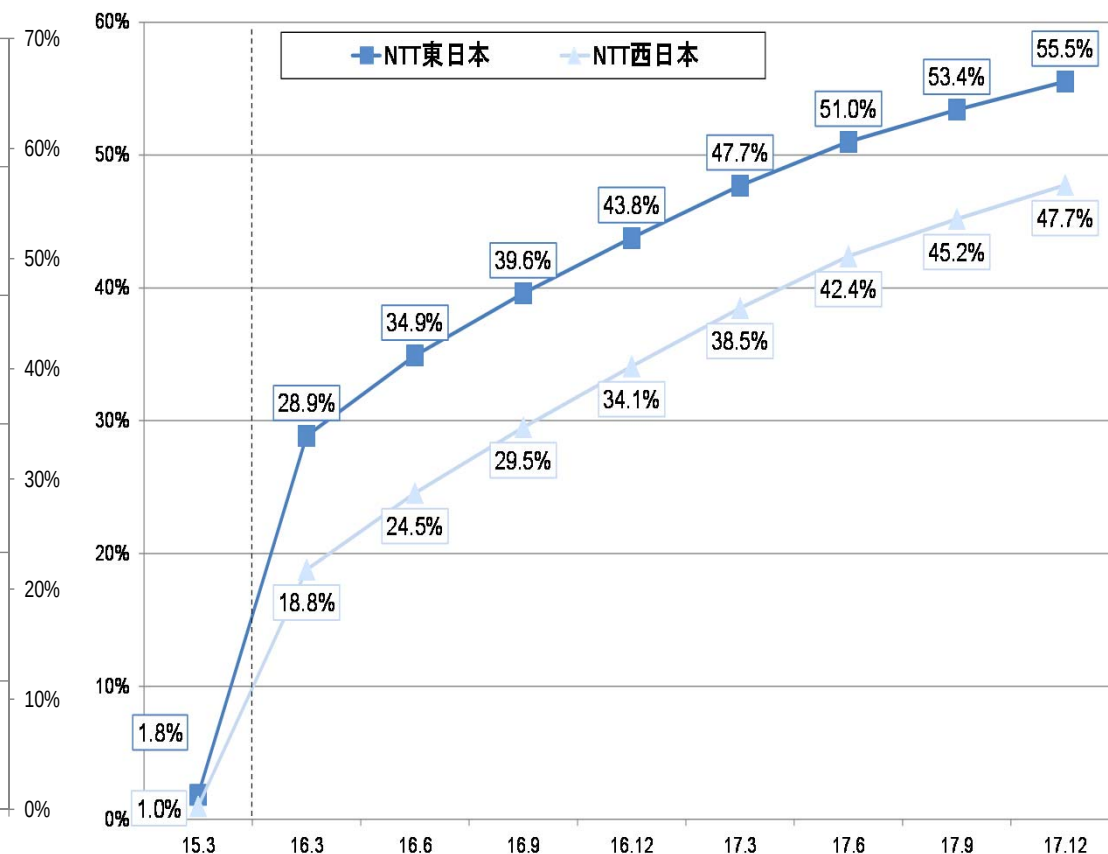


- **NTT東西のFTTH契約数** (2,045万) における**サービス卸の契約数** (1,066万) の割合は**52.1%** (前期比+2.3ポイント、前年同期比+12.6ポイント) となっている。
- NTT東西別でみると、**NTT東日本のFTTH契約数** (1,144万) における**サービス卸の契約数** (635万) の割合は**55.5%** (前期比+2.1ポイント、前年同期比+11.8ポイント)、**NTT西日本のFTTH契約数** (902万) における**サービス卸の契約数** (430万) の割合は**47.7%** (前期比+2.5ポイント、前年同期比+13.6ポイント) となっている。

【FTTH契約数・サービス卸契約数割合】



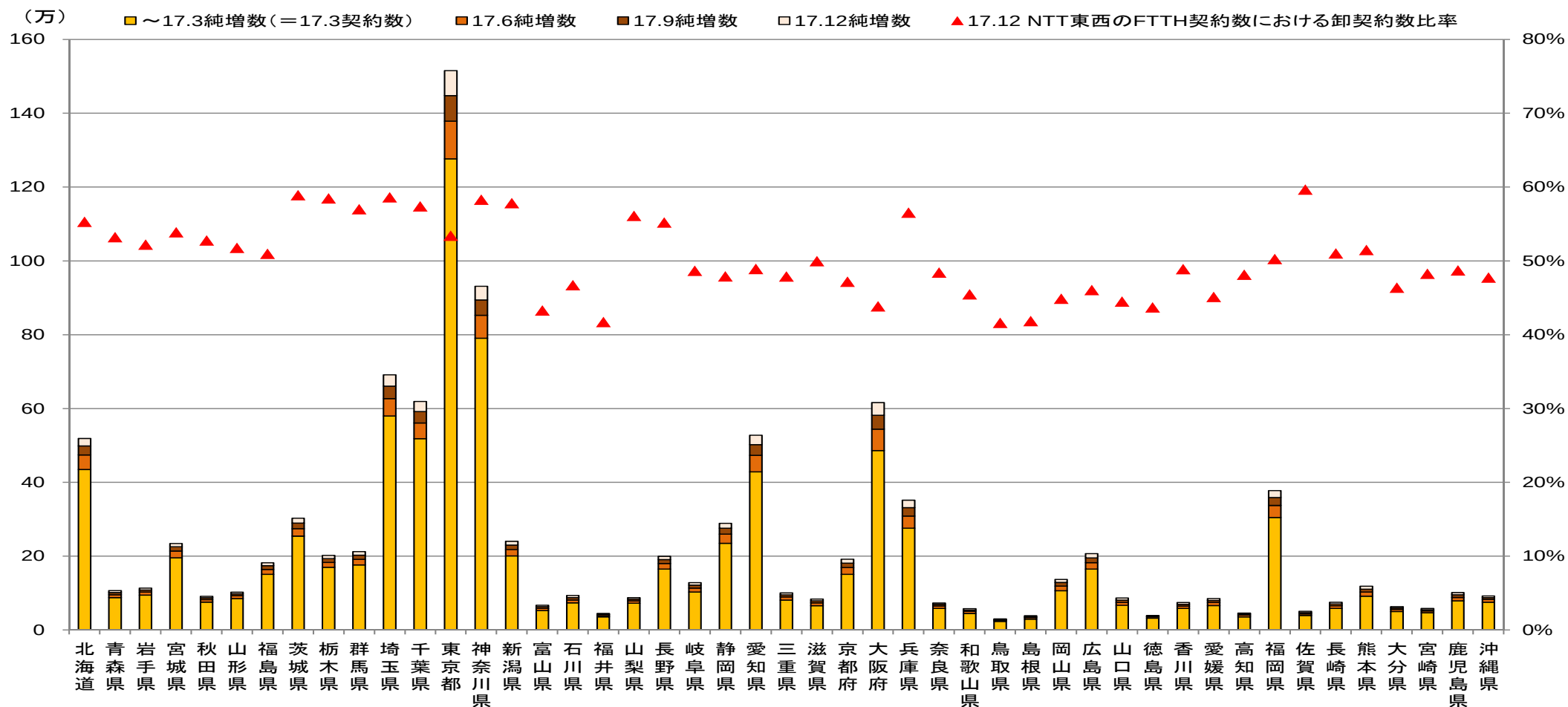
【NTT東西のFTTH契約数におけるサービス卸契約数割合】



出所: 「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について(要請)」に基づくNTT東西からの報告(2015.3)、電気通信事業報告規則に基づく報告(2016.3以降)

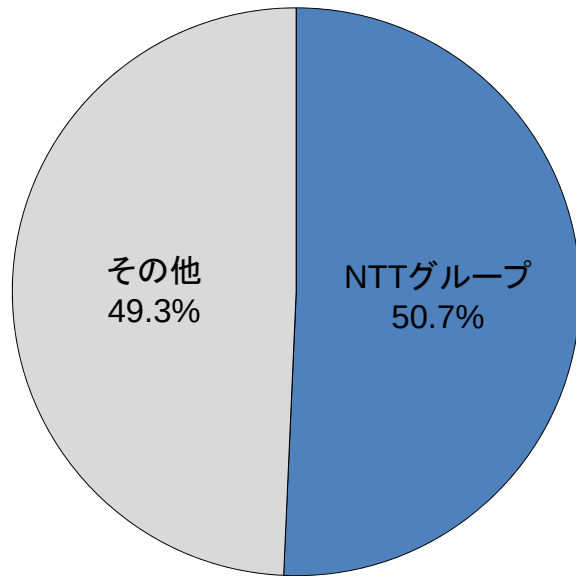
サービス卸の契約数(都道府県別)

- 都道府県別のサービス卸の契約数は、東京都(152万、前期比+7万)、神奈川県(93万、前期比+4万)、埼玉県(69万、前期比+3万)、千葉県(62万、前期比+3万)が60万を超え、北海道(52万、前期比+2万)では50万を超えている(2017年12月末)。
- 西日本地域においては、大阪府(62万、前期比+3万)の卸契約数が60万契約を超え、愛知県(53万、前期比+3万)が50万契約を超えているものの、全体として低い水準。引き続き、「**東高西低**」の傾向。
- 都道府県別のNTT東西のFTTH契約数におけるサービス卸の契約数の割合は、東日本地域においては全ての県で50%を超えている一方、西日本地域では概ね45%前後となっている。



- 卸契約数全体(1,066万)における**NTTグループ**(NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ及びNTTぷらら)への卸契約数(540万)の割合は**50.7%**(前期比+0.6ポイント、前年同期比+2.9ポイント)と**過半**を占めている。
- 事業者形態別では、**MNO**(NTTドコモ及びソフトバンク)への卸契約数(748万)が**70.2%**(前期比+0.4ポイント、前年同期比+3.3ポイント)、次いで**ISP**(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、ソニーネットワークコミュニケーションズ、ビッグロブ等)への卸契約数(241万)が**22.6%**(前期比▲0.2ポイント、前年同期比▲2.4ポイント)。**MNOの比率が継続的に高まってきており、7割超**となっている。

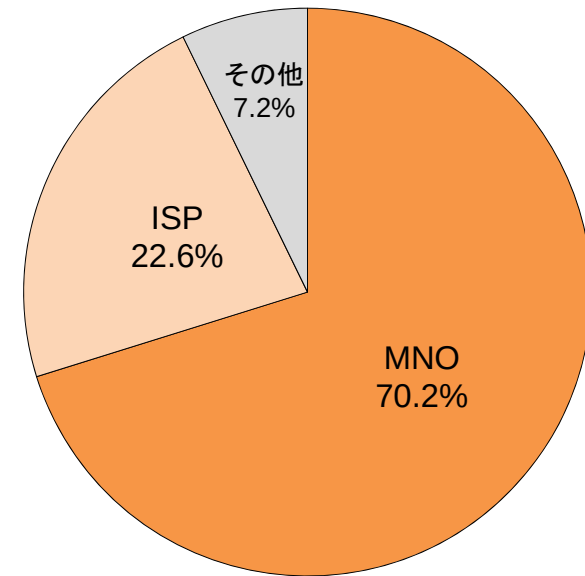
【NTTグループ】



(参考)NTTグループのシェアの推移

	2016.12	2017.3	2017.6	2017.9	2017.12
NTTグループ	47.8%	48.6%	49.3%	50.1%	50.7%

【事業者形態別】



(参考)MNO／ISPのシェアの推移

	2016.12	2017.3	2017.6	2017.9	2017.12
MNO	66.9%	68.2%	69.4%	69.8%	70.2%
ISP	25.0%	24.1%	22.8%	22.8%	22.6%

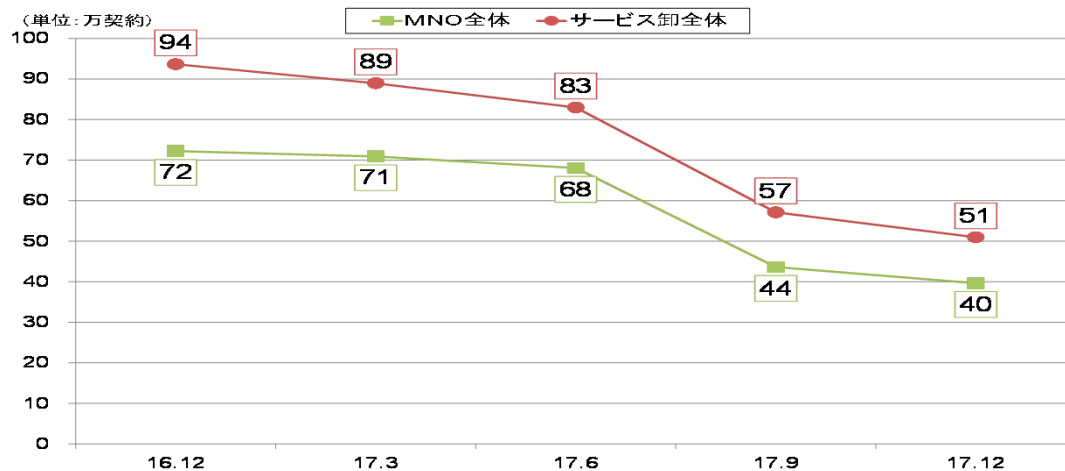
注:「その他」に分類される事業者においても「NTTグループ」又は「ISP」に該当する事業者は存在する。

出所:電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告及びNTT西日本提出資料に基づき作成

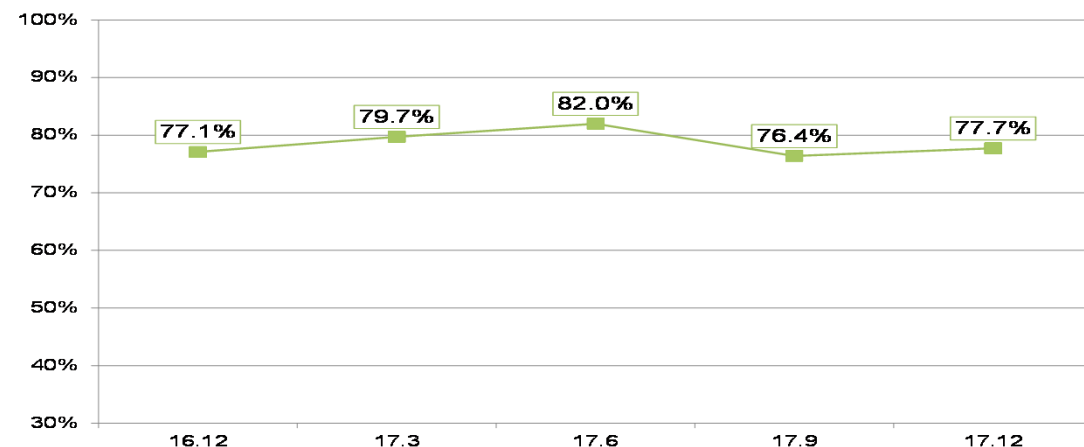
- サービス卸の契約数の純増数(51万、前期比▲6万、前年同期比▲43万)のうち、MNOへの卸契約数の純増数は40万(前期比▲4万、前年同期比▲33万)(2017年12月末)。

- サービス卸の卸契約数の純増数におけるMNOへの卸契約数の純増数の割合は77.7%(前期比+1.3ポイント、前年同期比+0.6ポイント)。

【MNO卸契約数の純増数】



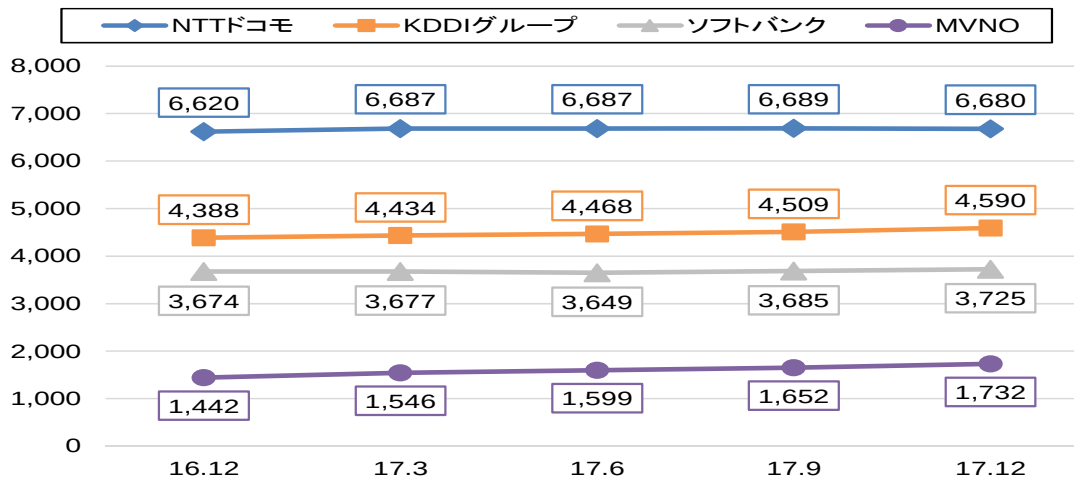
【サービス卸純増数におけるMNO卸契約純増数の割合】



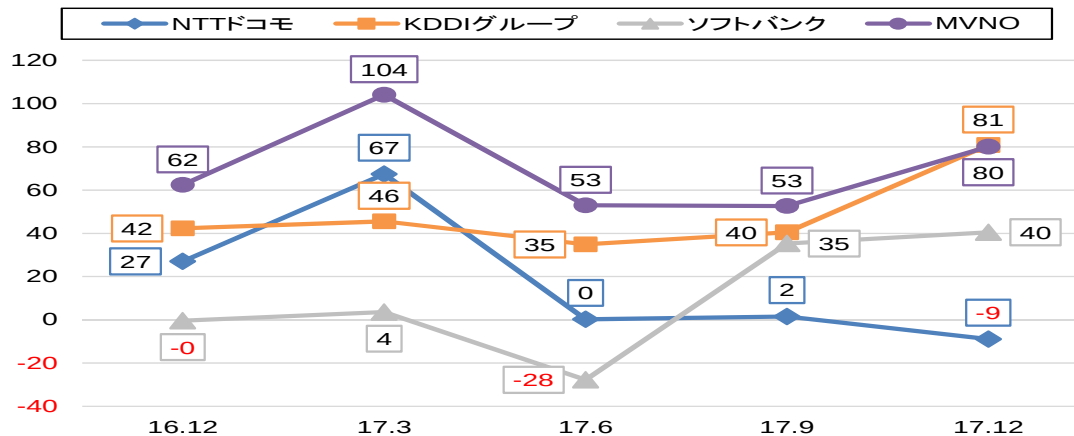
- 携帯電話の契約数は**1億6,727万**（前期比+1.2%、前年同期比+3.1%）と**増加傾向を維持**している中、**KDDIグループ**（4,590万、前期比+1.8%、前年同期比+4.6%）及び**MVNO**（1,732万、前期比+4.8%、前年同期比+20.1%）は**増加傾向**、**NTTドコモ**（6,680万、前期比▲0.1%、前年同期比+0.9%）及び**ソフトバンク**（3,725万、前期比+1.1%、前年同期比+1.4%）は**横ばい**で推移している（2017年12月末）。
- 携帯電話契約数における事業者別シェア※は**KDDIグループ**（27.4%、前期比+0.2ポイント、前年同期比+0.2ポイント）及び**MVNO**（10.4%、前期比+0.4ポイント、前年同期比+1.4ポイント）が増加傾向、**NTTドコモ**（39.9%、前期比▲0.5ポイント、前年同期比▲1.1ポイント）及び**ソフトバンク**（22.3%、前期比±0ポイント、前年同期比▲0.5ポイント）が減少傾向となっている。

※MVNOへの提供に係るものを除く。

【携帯電話の小売契約数】

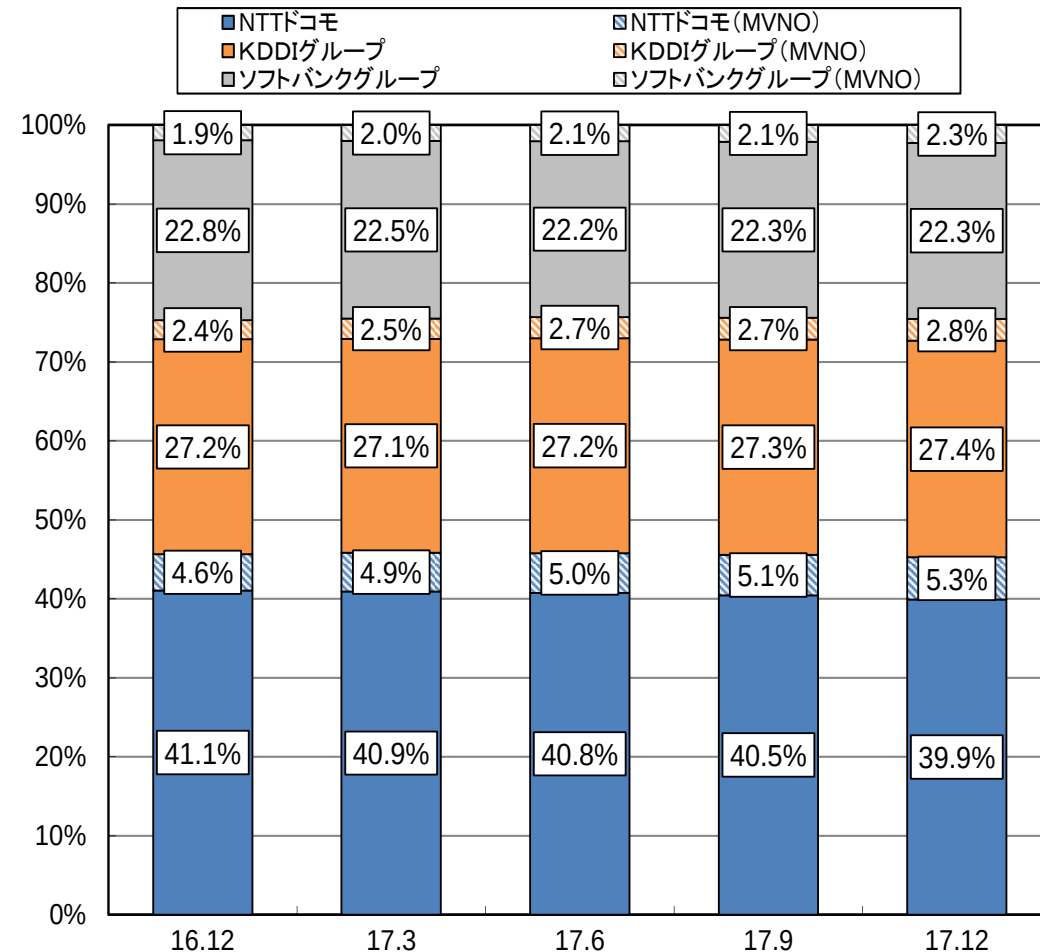


【携帯電話小売契約数の純増減数】



注：KDDIグループの契約数及びシェアには、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。

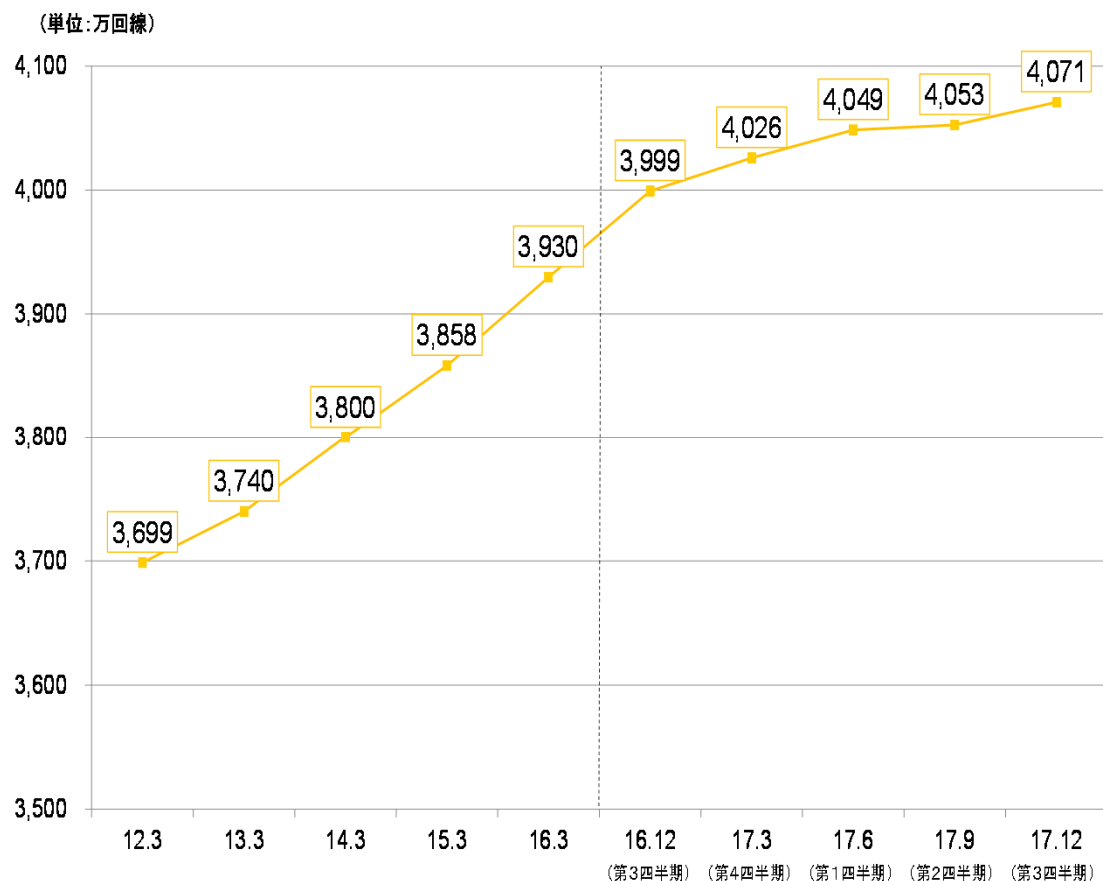
【携帯電話契約数における事業者シェア】



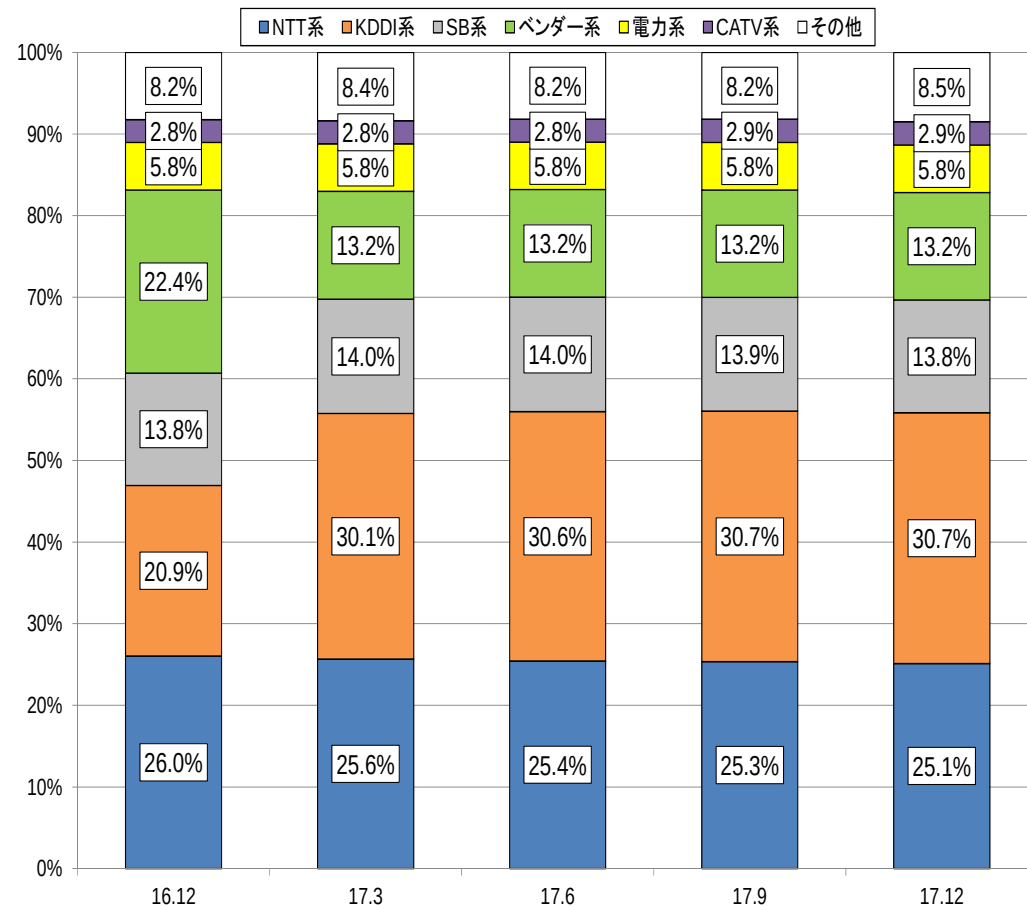
出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

- ISP(固定系)の契約数は**4,071万**(前期比+0.4%、前年同期比+1.7%)と**増加傾向を維持**している(2017年12月末)。
- ISP(固定系)契約数における事業者別シェアは、**KDDI系(30.7%、前期比±0ポイント、前年同期比+9.8ポイント)**が**増加傾向を維持**し、**ソフトバンク系(13.8%、前期比▲0.1ポイント、前年同期比+0.1ポイント)**及び**電力系(5.8%、前期比、前年同期比ともに±0ポイント)**が**横ばい**、**NTT系(25.1%、前期比▲0.2ポイント、前年同期比▲0.9ポイント)**が**減少傾向**にある。

【ISP(固定系)の契約数】



【ISP(固定系)契約数における事業者別シェア】



注1: 主契約のみの契約数。

注2: NTT系のシェアには、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、NTTぷらら、NTTドコモ等が含まれる。

注3: KDDI系のシェアには、KDDI、中部テレコミュニケーション、J:COMグループ、ビッグロブ(2017年3月末以降)等が含まれる。

注4: ソフトバンク系のシェアには、旧ソフトバンクBB、旧ワイモバイル等が含まれる。

注5: ベンダー系のシェアには、ビッグロブ(2016年12月末)、ソニーネットワークコミュニケーションズ、ニフティ等が含まれる。

注6: 電力系のシェアには、ケイ・オプティコム、STNet、QTnet等が含まれる。

- 卸契約数が3万以上の卸先事業者^(18者)の卸契約数は、NTT東西の卸契約数全体の**90%以上**を占めている。

委員限り

(2018年3月13日現在)

	事業者名	サービス名	光回線料金	概要
MNO	NTTドコモ	ドコモ光	5,200円 (ISP料金一体型(タイプA))	・モバイルとのセットで、セット料金を最大3,500円引き ※特定のモバイルプランへの加入が必須。プランによって割引額が異なる
			5,400円 (ISP料金一体型(タイプB))	
ISP	ソフトバンク	SoftBank光	5,200円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・モバイルとのセットで、モバイル料金を最大1,000円引き ※1家族当たり最大10回線まで。特定のモバイルプランへの加入が必須 ・電気とのセットで、光回線料金を最大300円引き ※居住エリアによって割引の内容が異なる
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ	OCN 光	5,100円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・同社MVNOとのセットで、モバイル料金を200円引き ※1家族当たり最大5回線まで適用可
	NTTぷらら	ぷらら光	4,800円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・ひかりTVとのセットで、ひかりTVを1,600円引き
	ソニーネットワークコミュニケーションズ	So-net光 コラボレーション	4,500円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・auスマホ等とのセットで、スマホ等料金を最大2,000円引き ※スマホ等の契約プランによって割引額が異なる
	TOKAI コミュニケーションズ	@T COMヒカリ	5,100円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・同社MVNOとのセットで、モバイル料金を最大300円引き ※最大5回線まで適用可。モバイルの契約プランによって割引額が異なる
CA TV	ビッグローブ	ビッグローブ光	4,980円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・同社MVNOとのセットで、セット料金を300円引き ・auスマホ等とのセットで、スマホ等料金を最大2,000円引き ※スマホ等の契約プランによって割引額が異なる ・電気とのセットで、光回線料金を100円引き
	飯田ケーブルテレビ	いいーNET光	4,900円	・4,300円＋プロバイダ料金(600円) ・光キャストTV及びictひかり電話とのセットで最大300円引き ※光キャストTVのプランによって割引額が異なる
(参考)	NTT東日本	フレッツ光ネクスト	5,200円～	・4,700円＋プロバイダ料金(500円～)

注1: 「光回線料金」は、特段の記載がない限り、戸建て向け・ISP一体・新規回線・定期契約割引適用の場合における利用開始1年目の月額料金。セット割引等の割引は含まない。

注2: 割引額は、特段の記載がない限り、1回線当たりの月額。

出所: 各社ウェブサイトを基に作成

サービス卸の卸先事業者数

- **卸先事業者数**※は、NTT東西の両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者の重複を排除した場合には**688者**（前期比+42者、前年同期比+150者）（2017年12月末）。重複を排除しない単純合算の場合では1,031者（前期比+54者、前年同期比+214者）。

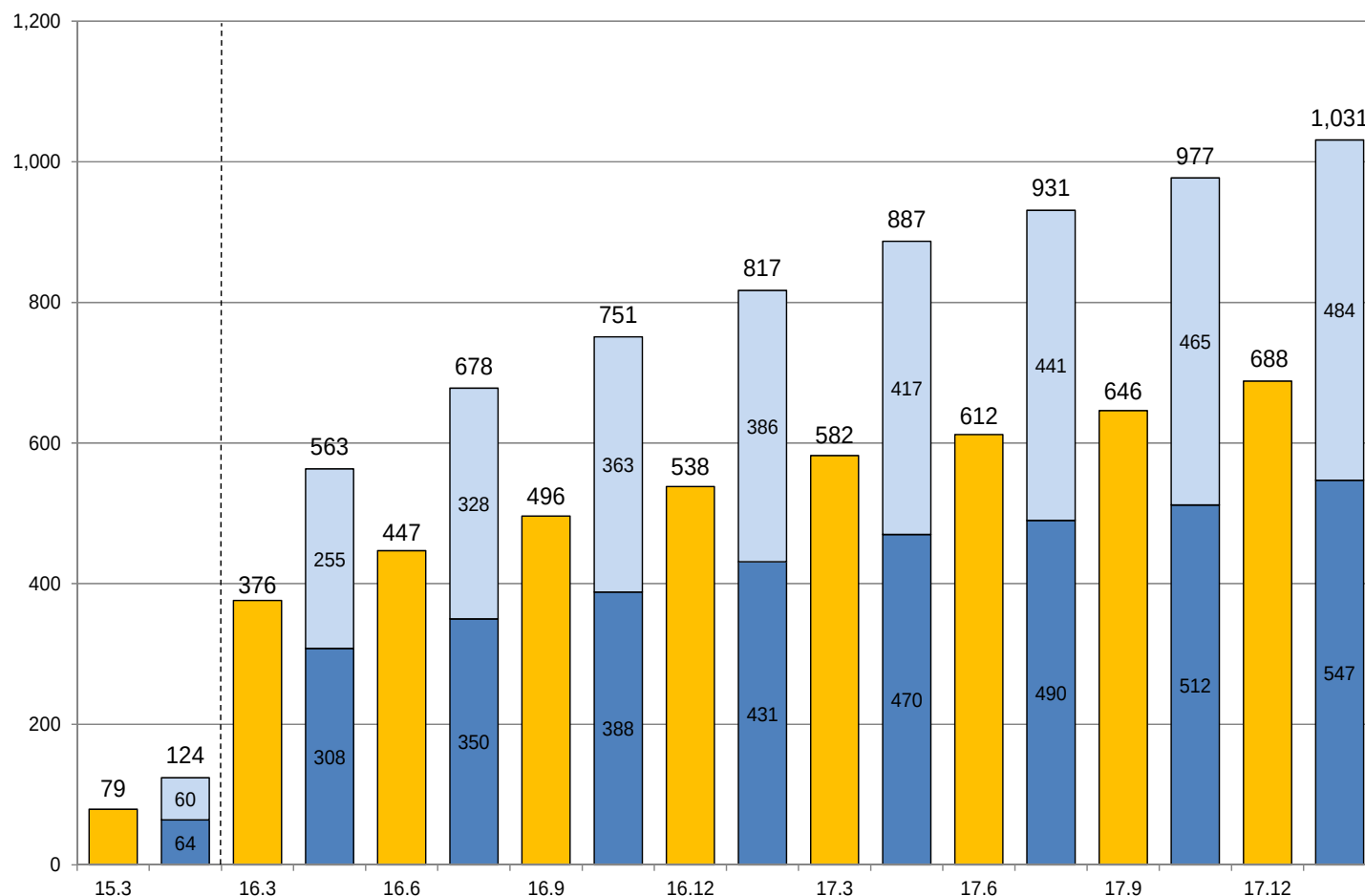
（参考）NTT東西両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者：343者 NTT東日本のみの事業者：204者 NTT西日本のみの事業者：141者

- サービス卸の開始以降、**新たに電気通信事業の届出を行った事業者数は315者**（前期比+21者、前年同期比+108者）。

※ 再卸先事業者は含まれない。

（単位：事業者数）

■NTT東日本 □NTT西日本 ■重複排除後合計



【事業者の分類】

● MNO	: 2者（前期比±0者）
● CATV事業者	: 75者（前期比+3者）
● ISP・MVNO事業者	: 484者（前期比+25者）
● その他事業者	: 127者（前期比+14者）
合 計	: 688者（前期比+42者）

【新規事業者の分類】

✓ CATV事業者	: 1者（前期比±0者）
✓ ISP・MVNO事業者	: 238者（前期比+19者）
✓ その他事業者	: 76者（前期比+6者）
合 計	: 315者（前期比+25者）

出所：「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に対応及び報告すべき事項について（要請）」に基づくNTT東西からの報告（2015.3）、電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告（2016.3以降）及び各社届出情報

サービス卸を活用した新たなサービス例

- サービス卸の開始以降、不動産、自動車販売、印刷・ITソリューション、生活協同組合、WEBマーケティング、医療・介護・高齢者支援、教育、歯科・医療機器販売、住宅用ガス機器販売、エネルギー事業、プロスポーツクラブ等、**様々な分野からの参入により新たなサービスの提供が進んでいる**。引き続き、様々な業種との連携による更なるイノベーションの促進が期待されている。

事業者等	サービス概要
パナホーム株式会社(不動産)	・インターネットとHEMS(Home Energy Management System)を連携させ、より安心・快適で省エネルギーな暮らしを提案するための通信基盤として「パナホーム光」を提供。(月額4,760円:Wi-Fi・ISP料金込み)
株式会社カーセブンディベロプメント(自動車販売)	・自動車買取専門店、ガソリンスタンド、新車ディーラー、中古車販売店等の自動車関連店舗向けに、Wi-Fiスポットの拡充、デジタルコンテンツのサービス提供などを行うための通信基盤として「カーセブン光」を提供。
株式会社廣済堂 (印刷・ITソリューション、人材ソリューション)	・文化施設や商業施設のインバウンド対策を公衆無線LAN(Wi-Fi)整備等により支援するサービスの一環として「KOSAIDO光サービス」を提供。(月額5,500円:ISP料金込み)
コープ東北サンネット事業連合(生活協同組合) ※東北6県限定で展開	・迷惑電話防止システム端末の無償提供と組み合わせた光回線サービスとして「COOP光」を提供。(月額5,800円+ISP料金300円)
株式会社ローカル鉄道ドットコム (WEBマーケティング等企業支援)	・「行かなくても、乗らなくても、買わなくても」全国のローカル鉄道を支援することができる仕組みとして「ローカル線光GO」を提供。(月額6,000円:ISP料金込み、指名された鉄道会社に収益の一部を還元)
一般社団法人なのはなシニアサポート (高齢者支援)	・シニア向けに脳トレアプリ等の利用が可能なタブレット付の光回線サービスとして「なのはな光」を提供。(月額6,000円:ISP料金込み、タブレット代込み)
パーパス株式会社 (住宅用ガス機器・情報ソフトウェア等製造販売)	・ガス事業者向けに光回線サービスとして「パーパスひかり」を提供。HEMSコントローラー、コンテンツ配信、電気をバンドルし、ガス事業者による「ガス&エコジョーズ+通信+電力+コンテンツ」のカルテット販売を支援。
株式会社百戦錬磨 (ICTサービス開発・運営、民泊仲介事業)	・民泊施設オーナー向けに民泊利用者が使える光回線インターネットとして「ステイジャパン光」を提供。光回線、Wi-Fi環境、光電話のセットプランもあり。(月額5,400円+ISP料金)。
フィード株式会社(歯科・医療機器等販売)	・歯科医院向けに毎月2,000円のクーポンが付与される「フィード光」を提供。(月額5,980円+ISP料金)
株式会社ミツウロコ(エネルギー事業)	・エキサイト(ISP事業者)と業務提携し、電気・ガスの自社顧客を中心に電気・ガスとのセット割を提供する光回線サービスとして「ミツウロコ光」を提供(回線サービスのみ利用可)。 (月額4,300円+ISP(エキサイトの場合)料金700円)
株式会社みらい町内会 (メディカル・ケア・サービス、介護支援)	・見守りやホームセキュリティ等のサービスと組み合わせできる光回線サービスとして「みらいコラボ光」を提供
横浜マリノス株式会社(プロスポーツクラブ)	・プロサッカークラブ横浜F・マリノスの独自コンテンツ等の特典もある、プロスポーツ界初の光回線サービスとして「横浜F・マリノス光」を提供。(月額5,050円:ISP料金込み)

注1: サービス概要を公表している事業者について記載。

注2: 月額料金は特段の記載がなければ、「戸建て向け(最大速度1Gbps程度/無制限容量)・新規回線・割引適用なしの場合における料金を記載。

出所: 各社ウェブサイトを基に作成